

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
1	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(1)福祉学習を推進・地域福祉意識の普及啓発	●【福祉に関する学習会等の開催】 市民の福祉意識向上のため、福祉に関する学習会やシンポジウム等の開催を推進します。	41	(福祉相談課) 市民に対し学習会やシンポジウム、しそチャンネル等、多様な方法で福祉意識向上のために普及啓発をしていく。 新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら、引き続き同様に取り組んでいく。	(健康福祉部) 市民に対し、学習会や講演会、しそチャンネル等、多様な方法で福祉意識向上のために普及啓発をした。 ※具体的な学習会、出前講座のテーマ ・フレイル予防で健康寿命を延ばす ・認知症について ・介護保険制度について ・『にわの籠』を使ったキムチづくり(発酵教室) ・在宅での看取り ・訪問看護の制度について ・ゲートキーパー研修 ・認知症サポーター研修 等々	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	(健康福祉部) 引き続き、市民に対し、学習会や講演会、しそチャンネル等、多様な方法で福祉意識向上のために普及啓発をする。	健康福祉部
2	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(1)福祉学習を推進・地域福祉意識の普及啓発	●【地域福祉計画等の情報発信】 市広報紙や市公式サイト等を活用し、地域福祉に関する情報や地域福祉計画の内容、理念の共有について情報発信を行います。	41	・社会福祉協議会(社会福祉協議会広報紙)と連携し、市広報紙においても地域福祉に関する情報の発信に努める。	・第3期地域福祉計画を市公式サイトに掲載し、内容について情報発信を行った。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・社会福祉協議会(社会福祉協議会広報誌)と連携し、市広報紙においても地域福祉に関する情報の発信に努める。	社会福祉課
3	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(1)福祉学習を推進・地域福祉意識の普及啓発	●【地域福祉の啓発】 地域福祉や地域福祉計画について、市民向けの啓発冊子・パンフレットを作成し、市民や地域の団体、福祉関係機関等に配布・啓発を行います。	41	・引き続き関係機関や各種団体等への配布に努め、地域福祉に関する啓発を行う。	・関係機関等の求めに応じて地域福祉計画を配布する等、周知を行ったが、地域福祉意識の普及啓発という面では積極的な取組に至っていない。	4. 計画に取り組んだが目標に全然届かなかった	・R5年度より第4期地域福祉計画の策定事業が開始されることに伴い、市民を対象としたアンケート調査を実施するほか、市民に対して計画の周知を行う。 ・社会福祉協議会との連携を強化し、社会福祉協議会の取組にも参加させてもらいながら地域福祉の啓発をさらに推進していく。	社会福祉課
4	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(1)福祉学習を推進・地域福祉意識の普及啓発	●【出前講座の実施】 行政の福祉施策について学校や地域、関係団体や企業へ市の職員が向いて講座を行います。 (活動指標評価Ⅰ)	41	・福祉学習の推進、地域福祉意識の普及啓発を目的に出前講座のテーマの検討をする。出前講座の要請があれば、講座を行う。	・福祉学習の推進、地域福祉意識の普及啓発を目的に出前講座のテーマの検討をした。出前講座の要請があれば、講座を行った。 (福祉相談課) ①フレイル予防で健康寿命を延ばそう ②回、115名参加 ②認知症について ①回、70名参加 (高齢福祉課) ・昭和会の方々からの要望により、令和4年7月28日、栄栗防災センター5階ホールにて介護保険制度についての出前講座を実施。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・引き続き、福祉学習の推進、地域福祉意識の普及啓発を目的に出前講座のテーマの検討をする。出前講座の要請があれば、講座を行う。 ・介護保険制度は介護を必要とされる方の尊厳を保持し、自立した日常生活を営めることを目的に、社会全体の労働力として対応する制度であり、制度を支えている仕組み、相互扶助への理解、適切な活用について、引き続き学習の機会を設けて取り組んでいく。	健康福祉部
5	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(1)福祉学習を推進・地域福祉意識の普及啓発	●【情報の提供】 他市事例や先進事例等を収集し、自治会福祉連絡会や学校等に対して情報提供を行い、福祉学習の推進を支援します。	41	・社会福祉協議会等の関係機関と連携し、取組について検討する。	・社会福祉協議会の実施している福祉学習の取組について把握し、行政からもHP等で取組の紹介を行う。(調整中)	4. 計画に取り組んだが目標に全然届かなかった	・社会福祉協議会の実施している福祉学習の取組を共有し、引き続き市民に対して周知を行う。	社会福祉課
6	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(1)福祉学習を推進・地域福祉意識の普及啓発	●【学校内での福祉学習の推進】 学校内での福祉学習・人権学習や、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、「トライやるアクション」等の福祉体験等を推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進めます。	42	・「出会いふれ合い子ども教室」事業は継続実施。 ・手話体験教室、キャップハンディ体験教室などは学校現場の状況や新型コロナウイルス感染症対策に応じて実施を検討する。 ・トライやる・ウィーク事業において、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため福祉施設の訪問ができなかった学校も、再度取り組みを進める。	・幼児と中学校3年生がふれあう「出会い ふれ合い こども教室」を全7中学校で実施した。 ・小中学生が総合的な学習の時間等で、手話体験教室、キャップハンディ体験教室などの福祉学習に取り組んだ。 ・トライやる・ウィーク事業において、ひまわりの家や老人ホームしそ、社会福祉協議会等で福祉体験活動及びボランティア活動に取り組んだ。	2. 計画通りの取組ができた	・幼児と中学校がふれあう「出会い ふれ合い こども教室」や手話体験教室、キャップハンディ体験教室などの福祉学習、トライやる・ウィーク事業における福祉体験活動及びボランティア活動に取り組む。	学校教育課
7	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(2)市民活動・ボランティアへの参加促進	●【社会福祉協議会との連携】 ボランティアセンター(社会福祉協議会)と連携し、市民活動やボランティア活動に関する情報発信の推進や活動支援、相談支援に取組ます。	43	・引き続き、社会福祉協議会ボランティアコーディネーターの配置にかかる経費助成を行うとともに社会福祉協議会と連携し、ボランティア人口の増加に努める。	・市内のボランティア活動を取りまとめる社会福祉協議会ボランティアコーディネーターの取組について補助を行い、活動支援を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・R4年度に引き続き、ボランティアコーディネーターへの活動支援を行う。	社会福祉課
8	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(2)市民活動・ボランティアへの参加促進	●【小・中学校との連携】 小・中学校と連携し、子どもの頃からボランティア活動に触れる機会をつくり、将来の担い手づくりを推進します。	43	・「出会いふれ合い子ども教室」事業は継続実施。 ・手話体験教室、キャップハンディ体験教室などは学校現場の状況や新型コロナウイルス感染症対策に応じて実施を検討する。 ・トライやる・ウィーク事業において、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため福祉施設の訪問ができなかった学校も、再度取り組みを進める。	・幼児と中学校3年生がふれあう「出会い ふれ合い こども教室」を全7中学校で実施。 ・小中学生が総合的な学習の時間等で、手話体験教室、キャップハンディ体験教室などの福祉学習に取り組んだ。 ・トライやる・ウィーク事業において、ひまわりの家や老人ホームしそ、社会福祉協議会等で福祉体験活動及びボランティア活動に取り組んだ。	2. 計画通りの取組ができた	・幼児と中学校がふれあう「出会い ふれ合い こども教室」や手話体験教室、キャップハンディ体験教室などの福祉学習、トライやる・ウィーク事業における福祉体験活動及びボランティア活動に取り組む。	学校教育課

第3期宍粟市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
9	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(2)市民活動・ボランティアへの参加促進	●【高校生のボランティア活動参加の促進】 社会福祉協議会と連携し、高校生に対してボランティア活動の参加の機会を増加を図り、将来の担い手づくりを推進します。	43	・社会福祉協議会等の関係機関と連携し、取組について検討する。 ・各高校でも色々とボランティア活動にも取り組まれているため、それらの紹介にも努める。	・生活困窮者自立支援事業の取り組みとして学習支援事業を通して高校生ボランティアの募集を行い、事業を実施した。(社会福祉協議会との連携を行っていない)	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・高校生に対するボランティア活動などについて、広報等により市民に対して周知を行う。	社会福祉課
10	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(2)市民活動・ボランティアへの参加促進	●【しそ元気げんき大作戦事業】 地域資源及び地域の個性を生かした自主的・主体的なまちづくり活動や、地域の課題解決に向けた市民の創意と工夫による魅力的な活動の推進を図る【しそ元気げんき大作戦事業】に取り組めます。 (活動指標評価2)	43	・引き続き、しそ元気げんき大作戦事業に取り組み、市民活動を支援する。	・新規採択が1件、継続事業の採択が7件あり、それぞれ支援を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、しそ元気げんき大作戦事業に取り組み、市民活動を支援する。	まちづくり推進課
11	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【福祉人材の育成・確保への支援】 関係機関と連携し、地域福祉コーディネーター等の中長期的な地域福祉を担うリーダーの育成及び専門的な福祉人材の確保に向けた取組を支援します。	45	・社会福祉協議会等の関係機関と連携し、取組について検討する。	・具体的な取組まで至らなかった。	5. 取組ができなかった	・関係課及び社会福祉協議会と連携し、福祉人材の育成・確保への具体的な取組について検討する。	社会福祉課
12	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【地域住民主体の支え合いづくりの推進】 地域の高齢者ニーズや不足している介護予防・生活支援サービス等を把握し、生活支援の担い手育成や見守り・支え合い活動の仕組みづくり等をコーディネートする生活支援コーディネーターと連携し、地域住民主体による支え合いづくりを推進します。	45	・移動販売車の一覧を冊子化したものを普及啓発する。 ・引き続き住民のニーズを聞き取り、地域の中での困りごとに対して仕組みづくりができるよう働きかけを行っていく。	・生活支援サービスの仕組みづくりのため老人クラブでの研修会を行った。 ・昨年度に引き続き、買い物支援として移動購買車が通っていない地域へニーズ調査と業者へ働きかけ運行が実現した。 ・新たな居場所として介護予防の体操を取り入れたカフェができた。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き生活支援サービスの仕組みづくりのために働きかけを行う。 ・宍粟市の課題である買い物支援や移動支援の取り組みを公共交通の部署と連携しながら進める。	福祉相談課
13	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【専門職の地域福祉研修等の実施】 介護職員やケアマネジャー、医療職、保健師等の専門職が地域福祉を学び、地域と連携した活動を行うことができるよう、研修事業等の実施を推進します。	45	・今後も多重問題世帯や処遇困難事例、身寄りのない方への支援等が増える中、平時より専門職との顔が見える関係づくりをする。地域福祉研修会を開催する。	・多重問題、権利擁護支援、身寄りがいない方への支援を考える中、多職種と連携しながら研修会を3回開催した。 ・高齢者虐待について：2回19人 ②成年後見制度利用促進について：1回52名	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き専門職向けの地域福祉研修会を行う。 ・多重問題、権利擁護支援、身寄りがいない方への支援を多職種と連携しながら考えていく。	福祉相談課
14	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【地域福祉に関わる専門職への研修等の推進】 関係機関と連携し、地域福祉に関わる専門職への研修等を推進します。	45	・引き続き、福祉関係者に対する専門職を開催する。 ・社会福祉協議会(地域福祉推進計画)と連携し、地域福祉を担う人材の発掘育成に努める。	・各課ごとにテーマを選定し、それぞれ専門職を対象にした研修や学習会を実施できた。 ・人材の発掘に関する研修等については実施できていない	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・社会福祉協議会や、まちづくり担当課とも連携し、共生社会の実現に向けた地域のリーダー(まちづくりと地域福祉の推進を兼ねた)を育成する学習会等を積極的に進めていく。民生委員児童委員や民生児童協力委員、福祉委員等の連携を強化するための取組を検討する。	健康福祉部
15	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【認知症サポーターの養成】 認知症の人を地域で見守り支える認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターや、地域・職場等における認知症サポーターのリーダー的人材を養成します。 (活動指標評価3) (活動指標評価4)	45	・認知症を理解し、認知症の方や認知症の家族を支えるサポーターを養成し、安心して暮らせるまちづくりを進める。 ・認知症サポーター養成講座：20回開催、500名のサポーター養成。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策により、対面講座が実施できない場合、動画配信やweb講座等、多様な方法で実施できるように検討する。	・認知症を理解し、認知症の方や認知症の家族を支えるサポーターを養成し、安心して暮らせるまちづくりを進める。 ・認知症サポーター養成講座：12回講座を開催、204名の認知症サポーターを養成。対象者は、社会福祉協議会職員、金融機関、小学生、中学生、高校生、教職員、関電サービス等を対象とした。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・認知症を理解し、認知症の方や認知症の家族を支えるサポーターを養成し、安心して暮らせるまちづくりをすすめる。 ・認知症サポーター養成講座：15回開催、500名のサポーターを養成する。	福祉相談課
16	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【高齢者の生活支援者の養成】 生活支援サポーターの養成研修の周知・参加を促進し、高齢者のちょっとした困り事の支援者を増やします。 (活動指標評価5)	45	・受講対象者として、「研修終了後に圏域内(たつの市、宍粟市、上郡町、佐用町)の事業所に従事者として就業を希望する人」としているが、高齢者の生活支援に興味のある人、福祉や介護に関する知識及び技術を習得し、今後の在宅介護に備えておきたいと希望する人など範囲を広げ、今後も人材育成に取組みたい。	・生活支援サポーター養成講座を予定していたが、申込数が定員に満たず中止となった。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・高齢者の生活・介護支援サービスを行う生活支援サポーターを養成することにより、高齢者が住みながら地域で自立した生活を支えることを目的として開催しているが、応募者が少ないことや受け皿が地域にないことが課題として挙げられる。 ・人材育成という視点から今後の開催方法や頻度について検討が必要である。	福祉相談課
17	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【地域におけるひきこもりへの支援】 ひきこもりサポーター養成講座の周知・参加を促進し、地域におけるひきこもりへの理解者や支援者を増やします。	46	・ひきこもり講演会の実施や、支援機関向け研修会を継続するとともに、ひきこもりサポートセンターによる市民向けひきこもり研修会を行うことで、地域におけるひきこもりへの理解者や支援者の増加を図る。	・引き続き市民向けの地域福祉研修会を行う。 ・研修会を通じて、ひきこもりに関する多重問題、権利擁護支援や身寄りがいない方への支援を多職種と連携しながら考えていく：1回56名	2. 計画通りの取組ができた	・支援者向け研修会を実施することで、ひきこもり支援に必要な技術の普及を図る。 ・市民向け講演会を実施することで、ひきこもりに関する正しい知識の普及を図る。	福祉相談課

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度を取組内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
18	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【自殺対策に関する人材の育成】 ゲートキーパー研修等、専門職・市民向けの研修会を開催し、自殺対策に関する地域ネットワークの担い手、支え手となる人材を育成します。 (活動指標評価6)	46	・職員対象、市民対象のゲートキーパー研修を実施している、市自殺対策についての理解を図る。	・民生委員児童委員、民生・児童協力員対象ゲートキーパー研修:1回:99人 ・市職員対象ゲートキーパー研修:1回:24人 ・ゲートキーパー研修で市内の自殺の状況等についても説明し、自殺対策についての理解を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・市職員、支援者、市民対象のゲートキーパー研修を実施し、自殺対策についての理解を図る。	保健福祉課
19	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【コミュニティビジネスの立ち上げ支援】 地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を活用しつづ解決していくコミュニティビジネスの立ち上げを支援し、地域を担う人材育成及び地域の活性化を図ります。	46	・引き続き、しそ元気げんき大作戦事業に取組み、コミュニティビジネスの立ち上げを支援する。	・しそ元気げんき大作戦事業において、コミュニティビジネスとして継続事業2件を採択し、支援を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、しそ元気げんき大作戦事業に取組み、コミュニティビジネスの立ち上げを支援する。	まちづくり推進課
20	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【福祉職の職場環境等の改善のための研修や取り組みの検討】 保育士や介護職員等の福祉職の職場環境の改善や保育の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取り組み等を踏まえ、必要な取り組みの検討を行います。	46	・園所内での研修に加えて、栄栗市教育研修所ステージ別研修及び保育士等キャリアアップ研修事業の実施により、保育士等の資質向上を図る。 【キャリアアップ研修事業】 8分野別に研修を体系化 1分野15時間(5時間×3回)の研修を実施	・園所内での研修に加えて、栄栗市教育研修所ステージ別研修及び保育士等キャリアアップ研修事業の実施により、保育士等の資質向上を図る。 【キャリアアップ研修事業】 8分野別に研修を体系化 1分野15時間(5時間×3回)の研修を実施	2. 計画通りの取組ができた	・しそ幼児教育支援事業において、教育・保育の質の向上をめざし研修を行う。また、栄栗市教育研修所事業の研修及び保育士等キャリアアップ研修事業の実施により、保育士等の資質向上を図る。 【しそ幼児教育支援事業】 ・幼児教育研究推進委員会の設置 ・資質向上研修、公開保育等	こども未来課
21	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【福祉職の職場環境等の改善のための研修や取り組みの検討】 保育士や介護職員等の福祉職の職場環境の改善や保育の質を高めるための研修等について、国や県の動向、他市町村の取り組み等を踏まえ、必要な取り組みの検討を行います。	46	・引き続き、介護人材の確保対策事業に取り組みと共に、令和4年度からは、若い世代が介護職に就く支援として、介護人材確保事業補助金(奨学金等返還金補助)事業を実施する。	・介護現場のマンパワー不足を解消するため、介護人材の確保対策事業を実施した。 ・介護支援専門員実務研修受講試験対策講座を開催し、介護支援専門員の資格取得の支援を行った。 ・栄栗市仕事の総合相談窓口において、介護サービス事業所と求職者の双方に対して支援を行うプラットフォームを開設し、介護人材の確保・定着・育成に取り組みしました。 また、本年度から介護人材確保事業(奨学金返還金補助)を実施し、若い世代が介護職に就く支援に取り組みしました。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・人材の確保・育成に関する調査により実態を把握しながら、人材不足を解消するため引き続き介護人材の確保対策を推進し、介護サービスの基盤となる介護人材の確保、定着に取り組み。	高齢福祉課
22	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(3)地域福祉を担う人材の発掘・育成	●【社会福祉士の養成支援】 社会福祉士の養成支援のため、福祉事務所において実習生を受け入れます。	46	・福祉事務所内での受け入れ体制を検討し、大学への打診(大学との協議等)につなげたい。	生活福祉係:受け入れなし	5. 取組ができなかった	生活福祉係:受け入れ予定なし	社会福祉課
23	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(4)社会福祉法人による公益活動の支援	●【社会福祉法人の活動支援】 社会福祉法人連絡協議会の設立や社会福祉法人間のネットワーク強化を推進し、地域における公益的な活動を支援します。 (活動指標評価6)	47	・定期的な開催を行い、法人間での情報交換、連携を強化を図る。	・令和4年11月29日、令和5年3月13日に社会福祉協議会主催の栄栗市社会福祉法人連絡会に出席し、情報共有を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・R4年度に引き続き、栄栗市社会福祉法人連絡会に参加し、市内社福法人との連携強化を図る。	社会福祉課
24	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(4)社会福祉法人による公益活動の支援	●【情報提供・PR活動】 地域の実情に応じた公益的な取組が社会福祉法人によって行われるよう、社会福祉協議会と連携し、地域のニーズに関する情報提供を行うとともに、公益的な取組について市ホームページ等でPRを行います。 (活動指標評価7)	47	・社会福祉協議会と連携し、市内に本部または事業所を有する社会福祉法人の公益的な取組について情報収集やその発信に努める。	・栄栗市社会福祉法人連絡会において公益的な取組についてアンケートを実施しているため、アンケート結果を基に市でも周知を行う。	5. 取組ができなかった	・栄栗市社会福祉法人連絡会等を通じて、社会福祉法人の公益的な取組について情報収集を行い、その情報を連絡会事務局(社会福祉協議会)と法人間で共有するとともに、市HP等において発信に努める。	社会福祉課
25	1. 地域福祉を進める担い手の育成	(4)社会福祉法人による公益活動の支援	●【社会福祉協議会との連携】 地域福祉を推進する民間組織の牽引役として社会福祉協議会を位置付け、「丸ごと」のしかけづくりを応援します。また、地域福祉計画と地域福祉推進計画の進捗状況の点検を協働で行います。	47	・引き続き、社会福祉協議会が実施する地域福祉推進計画に基づく取組に対し助成支援を行う。	・地域福祉推進計画に対する取組について助成支援を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・R4年度に引き続き、地域福祉推進計画に基づく取組に対し助成支援を行う。	社会福祉課

第3期宍粟市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
26	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【健康づくり活動の支援・継続】</p> <p>誰もが健康に暮らせるよう、いきいき百歳体操等、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図ります。 (活動指標評価9)</p>	49	<p>・新型コロナウイルス感染拡大防止により、いきいき百歳体操教室を休止している教室もあるが、国や県、市の感染状況を確認し感染予防対策を図りながら、通いの場づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し活動の継続支援を図る。</p> <p>・いきいき百歳体操は、身近なところで集まり、他者との交流、体操、見守り機能や支え合い、楽しみ等を目的として実施している。また、いきいき百歳体操の後に、お茶をのみながら楽しむ等を目的として実施してきたが、新型コロナウイルス感染拡大期間が長期となった。また、冬季の積雪により長期間休止する教室もある。今後、新しい様式でのいきいき百歳体操として、感染拡大期間や冬季期間等においては自宅での体操を実施する等を検討したい。</p>	<p>・通いの場づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し活動の継続支援を図った。</p> <p>・いきいき百歳体操は、身近なところで集まり、他者との交流、体操、見守り機能や支え合い、楽しみ等を目的として実施している。また、いきいき百歳体操の後に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、生活支援コーディネーター、終活カウンセラー、スポーツインストラクター、手話通訳者、音楽講師、消費生活相談員、認知症地域支援推進員等の専門職によるミニ講座を実施し通いの場の充実を図った。214回 2,269人</p>	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	<p>・いきいき百歳体操は、身近なところで集まり、他者との交流、体操、見守り機能や支え合い、楽しむ等を目的として実施しており、引き続きいきいき百歳体操の立ち上げ支援や取り組みを担う住民リーダーの支援、いきいき百歳体操の評価、通いの場の充実を図る。</p>	福祉相談課
27	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【健康づくり活動の支援・継続】</p> <p>誰もが健康に暮らせるよう、いきいき百歳体操等、地域での介護予防や健康づくりを行う「通いの場」づくりを推進するとともに、取り組みを担う住民リーダーを支援し、活動の継続を図ります。</p>	49	<p>・引き続き「通いの場」で介護予防教室を実施し、運動、低栄養予防の取組が各自継続できるよう支援します。地域で介護予防や健康づくりに取り組む住民リーダーの育成や活動の支援を行います。</p>	<p>全部の通いの場で運動・低栄養予防の講話が実施できるよう取組を継続している。フレイルという言葉を知っている方を増やし、フレイルの意味についても理解していただけるよう講話を行った。</p>	2. 計画通りの取組ができた	<p>全ての通いの場でフレイル予防についての講話を実施し、フレイル予防に取り組む方を増やす。</p>	保健福祉課
28	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【地域の拠点づくりの推進】</p> <p>既存の施設や空き家等を活用した地域の「拠点づくり」を推進します。</p>	49	<p>・引き続き、がんばる地域応援事業に取り組み、地域の拠点づくりを推進する予定だが、令和4年度は希望する地域はない。</p>	<p>・令和4年度は拠点整備を希望する地域はなかった。</p>	5. 取組ができなかった	<p>・引き続き、地域との協議により必要に応じて拠点整備を進める。</p>	まちづくり推進課
29	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【地域の拠点づくりの推進】</p> <p>既存の施設や空き家等を活用した地域の「拠点づくり」を推進します。 (活動指標評価11)</p>	49	R3年度と同様	<p>・空き家バンク事業による空き家紹介</p> <p>・市民が空き家を地域活動や交流拠点等に改修する場合、下記の補助金が活用可。(R4年度:実績なし)</p> <p>「宍粟市古民家再生促進支援事業補助金」 補助額:最大1000万円(県単独事業)</p> <p>「兵庫県空き家活用支援事業補助金」 補助額:最大500万円(県単独事業)</p>	2. 計画通りの取組ができた	R4年度と同様	住宅土地政策課
30	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【世代や地域を超えた交流の場の提供】</p> <p>高齢者や障がいのある人、子ども等が世代や地域を超えた交流できる場の提供に向け、関係機関との連携を図ります。</p>	49	<p>・多様な形、新しい方法で世代や地域を超えた交流等の検討が必要である。</p>	<p>社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを中心に、地域の人が集まる波賀にこにこ食堂や山崎地区の子ども食堂の運営団体との連絡会議を開催している。各地域では地域おこし協力隊員を中心に様々な取組が推進されている。</p>	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	<p>・まちづくり推進課が推進している各地域での特色ある地域づくりに、健康福祉部も積極的に関わり連携していくことで、地域共生社会の実現に向け、福祉の面からアプローチの方法や課題なども見えてくると思うので、部局を超えた取組への参加の方法を検討していく。</p>	健康福祉部
31	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【社会的に孤立状態にある人の集える場の提供】</p> <p>ひきこもり等の社会的孤立状態にある人等が、気軽に集うことができる場づくりに関係機関と連携し、推進します。</p>	49	<p>(ひきこもり関係)</p> <p>・ひきこもりサポートセンターを継続するとともに、北部地域での居場所の提供及び相談を充実する。</p>	<p>・常設型のひきこもり支援拠点を設置し、相談、居場所の提供に取り組んだ。</p> <p>・社会福祉協議会から場所・職員の提供を受け、北部居場所を1回実施し、当事者、家族が参加し、動物とのふれあいを行った。</p>	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	<p>・常設型のひきこもり支援拠点を継続設置し、相談、居場所の提供を行う。</p> <p>・イベント型の居場所を開催することで、外出機会や他者との交流を意図的に行い、支援の進展を図る。</p>	福祉相談課
32	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【オレンジカフェの充実】</p> <p>認知症の人及びその家族が気軽に参加し、相談等もできるオレンジカフェ(認知症カフェ)の充実を図ります。 (活動指標評価10)</p>	49	<p>・認知症の人、及びその家族が気軽に参加し相談等ができるオレンジカフェ(認知症カフェ)の充実を図る。</p>	<p>・認知症の人やその家族が気軽に参加し相談等ができるオレンジカフェ(認知症カフェ)の充実を図った。今年度、新たに2か所、認知症カフェの立ち上げ相談があり、立ち上げに向け支援した。1か所は閉鎖された。(令和5年3月末現在11か所)</p> <p>・9月のアルツハイマー月間に、広報で認知症初期集中支援チームの取り組みやオレンジカフェ(認知症カフェ)について周知をした。</p>	2. 計画通りの取組ができた	<p>・引き続き認知症の人やその家族が気軽に参加し相談等ができるオレンジカフェ(認知症カフェ)の充実を図る。</p>	福祉相談課
33	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(1)地域住民等が集う場・拠点づくり	<p>●【自治会活動の促進】</p> <p>自治会集会所施設等の改修・改築を支援し、地域における様々な活動を促進します。</p>	49	<p>・引き続き、自治会集会所施設整備等補助事業に取り組み、地域における様々な活動を促進する。</p>	<p>・自治会集会所施設整備等補助事業において、7自治会の集会所施設の改修・改築の支援を行った。</p>	2. 計画通りの取組ができた	<p>・引き続き、自治会集会所施設整備等補助事業に取り組み、地域における様々な活動を促進する。</p>	まちづくり推進課
34	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	<p>●【宍粟市高齢者地域支え合い活動事業】</p> <p>地域で活動する事業所と高齢者の見守りに関する協定締結により「宍粟市高齢者地域支え合い活動事業」として高齢者の見守りを行います。 (活動指標評価12)</p>	51	<p>・通年して事業に賛同協力いただける事業者を募り、地域の見守りネットワークの体制の構築に取組みたい。</p>	<p>・毎週宍粟市内に業務で出入りされている医療関連商品を取り扱う事業所から事業に賛同いただき協定締結に至った。</p>	2. 計画通りの取組ができた	<p>・通年して事業に賛同協力いただける事業者を募り、地域の見守りネットワークの体制の構築に取組みたい。</p>	福祉相談課

第3期糸粟市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
35	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	●【育児の相互援助活動の支援】 ファミリー・サポート・センターを通じて、地域における育児の相互援助活動を支援します。	51	・会員の増員(特に協力会員)や、北部地域における活動の推進を図る。 ・引き続き、生活保護世帯や子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対して利用料の一部を補助することで経済的負担を和らげる。	・民生委員・児童委員や子育て支援センター利用者等へ本制度の説明及び登録の呼びかけを行うことで会員の増員(特に協力会員)を図った。 ・生活保護世帯や子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対して利用料の一部を補助することで経済的負担を和らげた。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・引き続き、民生委員・児童委員等へ呼びかけ、まかせて会員(協力会員)の増員を図るほか、北部地域における活動の推進を図る。 ・生活保護世帯や子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対して利用料の一部を補助することで経済的負担を和らげる。	社会福祉課
36	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	●【民生委員・児童委員の活動支援】 民生委員・児童委員、民生・児童協力委員と関連機関との連携強化を進め、地域の実態把握や地域での見守り・支え合い活動の推進等、その活動について支援します。	51	・引き続き、民生委員・児童委員が支援を必要とする市民と関係機関をつなぐハイク役として活動できるよう、連携しながら支援していく。	・民生委員児童委員協議会定例会への社会福祉協議会職員への参加や主任児童委員による小中学校、幼稚園、保育所、高等学校訪問など関係機関との連携促進を図っている。また、子育て支援センターを訪問し、子育て中の保護者(学遊館の利用者)の悩み相談を受けた。 ・民生委員・児童委員と民生・児童協力委員との合同研修会を実施したほか、各地域において地区会議を開催し、課題等の協議や情報交換等も定期的に行った。地域の見守り、支え合い活動の推進を図った。 ・R4.5月の民生委員児童委員活動強化週間に合わせて、広報5月号にて民生委員の活動紹介を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、民生委員・児童委員が支援を必要とする市民と関係機関をつなぐハイク役として活動できるよう、連携しながら支援していく。	社会福祉課
37	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	●【小地域福祉活動の推進】 小地域の取組紹介や活動団体間の交流の促進等、社会福祉協議会の地域担当者との連携を強化し、小地域福祉活動の更なる推進を図ります。	51	・社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動への市のサポートのあり方等について、関係機関と協議を行う。	・具体的な取組まで至らなかった。	5. 取組ができなかった	・社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動への市のサポートのあり方等について、関係機関と協議を行う。	社会福祉課
38	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	●【青色防犯パトロールの推進】 青色防犯パトロールを推進し、地域の見守り活動を強化します。	52	・地域住民の見守り、支え合い活動の強化のため、青色防犯パトロールに限らず、防犯活動の推進を図る。	・災害警察署とともに青色防犯パトロールの推進に取り組み、地域の見守り活動の推進を図った。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・地域住民の見守り、支え合い活動の強化のため、青色防犯パトロールに限らず、防犯活動の推進を図る。	危機管理課
39	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	●【青色防犯パトロールの推進】 青色防犯パトロールを推進し、地域の見守り活動を強化します。	52	・引き続き、関係機関の連携の強化を促進し、青色防犯パトロール活動を推進する。	・少年指導委員会、民生委員・児童委員協議会、行政等10機関が青色防犯パトロールに取り組み、子どもたちの登下校時の見守り活動や各種防犯防止の為にパトロール活動を実施した。 ・引き続き、関係機関の連携の強化を促進し、青色防犯パトロール活動を推進する。	2. 計画通りの取組ができた	●【青色防犯パトロールの推進】 引き続き、青色防犯パトロールを推進し、地域の見守り活動を強化する。	社会福祉課
40	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	●【学校見守り隊の結成、活動支援】 児童・生徒が安心して登下校できるよう、見守り活動を行う学校見守り隊を学校単位で結成し、活動を支援します。	52	・令和4年度についても、今年度と同様に「子ども110番の家」に協力をいただき、児童生徒の登下校の安全確保に努める。 ・学校安全ボランティア活動として、小学校区ごとに地域児童の登下校の見守り活動が実施されている。	・「子ども110番の家」に協力をいただき、児童生徒の登下校の安全確保に努めた。 ・学校安全ボランティア活動として、小学校区ごとに地域児童の登下校の見守り活動を実施した。	2. 計画通りの取組ができた	・「子ども110番の家」の協力による、児童生徒の登下校の安全確保や、学校安全ボランティア活動として、小学校区ごとに地域児童の登下校の見守り活動を実施する。	学校教育課
41	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(2)地域住民の見守り・支え合いの関係づくりの推進	●【男女の交流イベント等の開催支援】 地域に残り、将来的に地域の中で暮らす若者が増えていくように、結婚相談や男女の交流イベント等の開催を支援します。	52	・引き続き、「オンライン婚活応縁事業補助金」及び「結婚新生活支援事業補助金」の支給による支援を実施する。 ・引き続き、糸粟市出会いサポートセンター事業と連携した取組を進める。	・コロナ禍においても積極的に婚活ができるよう「オンライン婚活応縁事業補助金」として、市内未婚者が結婚相談所等に登録する際の会員登録初期費用の一部を補助した。(支給者数1人) ・市社会福祉協議会へ委託している「糸粟市出会いサポートセンター事業」では、コロナ禍により独身男女の小規模イベント実施。また、結婚相談員(19人)が未婚者の相談から結婚に至るまでのサポートに努めた。 ・小規模交流イベント 年1回 カップル成0組 ・出会いサポートセンター登録会員 成婚者2人 ・結婚相談所開設数12回 ・結婚相談員相談件数127件 ・「結婚新生活支援事業補助金」として、新婚家庭(補助要件あり)の住居に要する費用の一部(上限30万円)を補助した。支給者数13人	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・引き続き、「結婚新生活支援事業補助金」の支給による支援を実施する。 ・引き続き、糸粟市出会いサポートセンター事業と連携した取組を進める。 ・「オンライン婚活応縁事業補助金」については、利用数が減少している。令和5年度からは兵庫県と連携し結婚支援に取り組んでいるところであり、今後は、兵庫県の出会いサポート事業への入会金を補助対象とし、窓口に来庁することなく補助金の申請が可能なる形に制度改正を行う予定。	社会福祉課
42	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(3)誰もが活躍できる機会の確保	●【高齢者が地域で活躍できる取り組みの推進】 高齢者が知識・技術等を活かし、地域で活躍できるよう、シルバー人材センター事業の拡大等を通じて、高齢者が地域で活躍できる取り組みを推進します。 (活動指標評価14)	53	・引き続き、様々な媒体による会員や受託業務の募集に努め、特に、再雇用制度が終了する65歳前後の方や女性会員の加入促進に取り組む。	・シルバー人材センター事業を通じて、広報紙、チラシ等による加入啓蒙に努めたが、企業の定年延長や再雇用制度が広がった影響もあり、登録者数は伸び悩んでいる。 登録会員数:396人(令和3年度末)、407人(令和5年1月末) 延就業者数:37,547人(令和3年度末)、35,494人(令和5年1月末)	4. 計画に取り組んだが目標に全然届かなかった	・高齢者が知識・技術等を活かし、地域で活躍できるよう、様々な媒体による会員や受託業務の募集に努め、特に、再雇用制度が終了する65歳前後から70歳の方や女性会員の加入促進に取り組む。	高齢福祉課

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の取組内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
43	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(3) 誰もが活躍できる機会の確保	●【若者の地域活動参加促進】 子どもや若者が地域活動に興味を持ち、参加できる工夫や働きかけを行います。	53	・新型コロナウイルスの感染拡大の状況をみながら、左記取組を進める。	生涯学習推進協議会の活動の中で、長期休暇中に地域の子どもが集まり、勉強をしたり、地域のさまざまな人と関わる機会を創出する取組を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響で実施できていない。	5. 取組ができなかった	現在、地域で若者や女性など、さまざまな個人や団体が参画し、活躍することのできる、地域運営組織の創出に取り組みしており、当組織の設置を進める中で誰もが活躍できる機会の確保に取り組みしていく。	まちづくり推進課
44	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(3) 誰もが活躍できる機会の確保	●【分野を超えて人と人がつながる環境づくり】 福祉・教育・環境・産業・まちづくり等、分野を超えて人と人がつながる場や環境づくりに取り組めます。	53	・既存の分野(事業)連携等を継続して実施するとともに、生活困窮者への支援に対して全庁的な支援が行えるよう連携を図る。 ・社会福祉協議会と連携し、余剰食品募集から配布	・総合的な仕事の相談窓口業務として生活困窮者就労支援事業(福祉)と無料職業紹介事業(産業)とが連携し、複合的な課題を抱え就労に困難な人への一体的な支援を実施している。 ・社会福祉協議会が実施する食のセーフティネット事業との連携、食品ロスの観点から余剰食品の活用を行うため、消費生活センターでフードドライブ(余剰食品の寄付)を実施(5月と10月の2回)	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・地域づくりを推進するためには、まちづくり推進部局と福祉部局の連携が重要になってくるためお互いの取組を実施している事業内容を共通認識するための学習会等を計画する。 ・令和5年度は健康福祉部でもたくさんの事業計画を策定することとなっているため、これを好機として各部局との連携や調整をさらに推進する必要がある。	全庁
45	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(3) 誰もが活躍できる機会の確保	●【様々な課題を抱える人への理解の推進】 障がいや貧困等様々な課題を抱える人が地域で活躍できるよう、地域や事業所等における理解促進を推進します。	53	・今後も障がいや貧困等様々な課題を抱える人が地域で活躍できるよう、地域や事業所等における理解促進を推進します。	・生活困窮者自立相談支援事業を通じて、就労面では公共職業安定所、わくわくステーションと連携し就労支援を行った。また、必要に応じて公共職業安定所、事業所などに支援対象者と一緒に支援を行った	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・引き続き生活困窮者自立支援事業の中で、関係機関、事業所等と積極的な連携を図り、困窮からの脱却を支援する様々な課題への理解を地域や事業所に広める取組を全庁的に検討する横断的な推進体制を図る必要がある。 ・市内に居住する外国人がかなり増加している。外国人への理解や住みやすい環境づくりについて、全庁的・横断的に推進する体制づくりを検討する。	健康福祉部
46	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(3) 誰もが活躍できる機会の確保	●【NPO・企業等と市民・行政協働でのまちづくり】 NPOや企業等が市民や行政とともにまちづくりに参画し、それぞれの得意分野を生かし、力を発揮できる環境づくりに取り組めます。	53	・引き続き、しそ元気げんき大作戦事業に取り組み、NPO法人等のまちづくりへの参画を支援する。	・しそ元気げんき大作戦事業においてNPO法人等の活動を支援することにより、様々な分野における地域課題の解決に向け協働した取組を進めた。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、しそ元気げんき大作戦事業に取り組み、NPO法人等のまちづくりへの参画を支援する。	まちづくり推進課
47	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(3) 誰もが活躍できる機会の確保	●【老人クラブの活動費補助】 高齢者の社会参加や生きがいづくりを図るため、老人クラブ連合会や単位老人クラブに対して活動費の補助を行います。 (活動指標評価13)	53	・老人クラブの活動は、高齢者の生きがいや健康づくりのために重要であると共に、老人クラブが地域の担い手として重要な役割を果たす組織であることから、引き続き、高齢者が地域活動に参加しやすいよう支援を図る。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、活動規模の縮小を余儀なくされる中、老人クラブ連合会や単位老人クラブを取り組む社会奉仕活動、教養講座、健康推進事業、地域支えあい活動等に補助を行った。 ・老人クラブの会員数の減少や役員の手不足等により、単位老人クラブ数については、年々減少傾向にある。 活動費補助件数:109単位クラブ(令和3年度)、107単位クラブ(令和4年度)	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・コロナ禍における地域のつながりの希薄化、外出機会の減少によるフレイルの進行、地域活動の停滞などの新たな地域課題に対応するため、令和5年度より3年間を目途に、これまでの補助メニューに加え、ウズコロナ時代への対応のための活動や高齢者、子育て世帯、障害者等の属性を問わない地域の支え合い活動等を補助メニューに加え、支援対象を拡充する。	高齢福祉課
48	2. みんなで支え合う仕組みづくり	(3) 誰もが活躍できる機会の確保	●【市職員の地域活動への参加】 地域活動に市職員も積極的に参加し、分野を超えた人のつながりをつくります。	53	・働き方改革に取り組み、職場滞在時間の短くするなどし、地域活動に参加しやすい職場環境をつくる。	・働き方改革に取り組み、職場滞在時間を短くするなどし、地域活動に参加しやすい職場環境をつくる。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・働き方改革に取り組み、職場滞在時間を短くするなどし、地域活動に参加しやすい職場環境をつくる。	総務課
49	3. 適切な支援が受けられる仕組みづくり	(1) 相談支援体制・情報提供の充実	●【情報提供】 市広報紙や市広報サイトのほか、しーたん通信やしそチャンネル、保健福祉サービスガイドブック等を活用し、身近な相談窓口の周知啓発や福祉サービスを利用したい人が適切にサービスを利用できるように情報提供に努めます。	55	・引き続き、相談支援体制・情報提供の充実に努める。	・生活保護制度や生活困窮者支援制度、各種給付金支給事業等について、HP等で周知を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・R4年度に引き続き、生活保護制度や生活困窮者支援制度について、HP等で周知を行う。	健康福祉部
50	3. 適切な支援が受けられる仕組みづくり	(1) 相談支援体制・情報提供の充実	●【ふくし総合相談窓口】 制度の狭間問題等への対応として、アウトリーチによる相談支援等を推進するとともに、ふくし総合相談窓口の設置に努めます。 (活動指標評価19)	55	(福祉相談課) ・引き続き、地域共生社会の取組ができるよう、関係機関と連携しながら福祉の総合窓口としての業務を行う。	(社会福祉課) ・困窮者等に対する相談支援において、複合的な課題を抱える相談者の実情に応じて生活保護ケースワーカー、ひとり親支援、ひきこもり支援担当課と連携し、総合的な支援を行った。 (福祉相談課) ・関係機関と連携しながら福祉の総合相談窓口としての業務を行った。	2. 計画通りの取組ができた	(社会福祉課) ・生活困窮者等への支援については、様々な課題を抱えているケースが多いため、課をまたいだ支援が必要となるケースが多いため、関係機関、専門職員等と連携し、支援を必要としている人が取り残されないよう支援を行う。 (福祉相談課) ・引き続き、地域共生社会の取組ができるよう、関係機関と連携しながら福祉の総合窓口としての業務を行う。	健康福祉部
51	3. 適切な支援が受けられる仕組みづくり	(1) 相談支援体制・情報提供の充実	●【情報提供】 手話通訳や音読サービスの実施等、目や耳に障がいのある人等に配慮した情報提供を推進します。	55	・遠隔手話通訳サービスやNet119緊急通報システムの利用について、利用者支援を行う。	・Net119緊急通報システムの運営会社が変わったため、登録支援及び説明会(1/29)を実施し、利用登録の支援や利用方法を説明(実施主体は西はりま消防組合) ・1/29に参加できなかった人には別途登録説明を3/9に実施した	2. 計画通りの取組ができた	・遠隔手話通訳サービスやNet119緊急通報システムの利用について、利用者支援を行う。	障害福祉課

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の取組内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
52	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【包括的な相談体制の強化】 社会福祉協議会をはじめとする専門機関・団体と連携し、包括的な相談体制を強化します。	55	・包括的な相談体制の強化を目的として、引き続き関係機関との情報共有、横の連携を図る。	・生活保護受給者や生活困窮者などに対して、必要に応じてケース会議を行うなど、関係機関と連携して対応した。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、生活に困窮している人に対して、生活保護制度、生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金等の貸付、食のセーフティネットによる食糧支援等、社会福祉協議会等の関係機関と連携して必要な支援を行う。	社会福祉課
53	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【情報提供】 地域づくりに関する複数の事業を一体的に実施していくため、支援制度や活動内容等についてわかりやすい情報提供を行います。	55	・引き続き、広報やホームページでわかりやすい情報提供に取り組む。	・地域づくりに関する支援制度について、定期的に広報やホームページでお知らせしたうえで、窓口等で相談対応を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、広報やホームページでわかりやすい情報提供に取り組む。	まちづくり推進課
54	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【しそう学校サポートチーム】 しそう学校サポートチームにより、いじめや不登校等の問題行動に関する相談・支援体制の充実を図り、学校や保護者に対する支援を推進します。	55	・スクールソーシャルワーカー、青少年育成センター相談員、適応教室指導員、指導主事などで編成される「しそう学校サポートチーム」による学校や保護者に対する支援を実施。(令和4年度38回派遣予定)	・スクールソーシャルワーカーや青少年育成センター指導員、適応教室さつき学級指導員や指導主事などで編成される「しそう学校サポートチーム」による保護者面談やケース会議の実施等により、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・しそう学校サポートチームにより、いじめや不登校等に関する相談・支援体制の充実を図り、児童生徒や保護者、学校に対する支援を推進する。	学校教育課
55	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【地域包括支援センター】 「地域包括支援センター」と地域における多様な関係機関等との連携を強化し、機能の充実を図ります。	56	・今後も地域包括支援センターと地域における関係機関と連携を図り、機能の充実を図る。	・「地域包括支援センター」と地域における多様な関係機関等との連携を強化し、機能の充実を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も地域包括支援センターと地域における関係機関と連携を図り、機能の充実を図る。	福祉相談課
56	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【子育てしやすい環境づくり】 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の周知・利用促進を図ります。また、親子同士の交流促進や育児相談等を行う「子育て支援センター」との連携強化を図り、子育てしやすい環境づくりを進めます。	56	・母子手帳交付時の面接実施、しそうスクス応援プランの作成、切れ目ない支援の提供を図る。	・伴走型の支援として、母子手帳交付時に保健師が個別に面接を実施し、「しそうスクス応援プラン」を作成。妊娠中・出産後にアンケートを実施し、電話相談・面接を実施。切れ目ない支援の提供を図った。また子育て支援センターや相談支援や交流の場等の周知を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・全妊婦に面接、スクス応援プランを作成 ・全産婦に訪問、アンケート等実施する。 ・必要時には、再訪問や相談支援、産後ケア等の支援、専門相談につなげていく。また子育て支援センターの専門相談や交流の場等の周知を図る。	保健福祉課
57	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【家庭児童相談室】 児童及び児童を養育する保護者等に係る様々な問題の解決を図るため、「家庭児童相談室」に家庭相談員を配置し、相談室の周知を行うなど利用の促進を図ります。	56	・要保護児童対策地域協議会の開催、進行管理を確実に実施する。	・家庭相談員とスーパーバイザーを配置し要保護児童対策地域協議会の開催、進行管理などを確実に行った。	2. 計画通りの取組ができた	・要保護児童対策地域協議会の開催、進行管理を確実に実施する。	保健福祉課
58	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【乳児家庭訪問・養育支援訪問・健康相談】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳児の健康相談等を行います。	56	【乳児家庭全戸訪問事業】 ・保健師が新生児訪問を兼ねて出産された家庭を全戸訪問し、産後うつや早期発見や乳児の発育や母親の健康状態の把握や育児相談等を行う。 【養育支援訪問事業】 ・必要なサービスは緊急性等アセスメントし、他のサービスも含めコーディネートする。	●【乳児家庭訪問・養育支援訪問・健康相談】 ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みの相談や子育て支援を行う乳児家庭全戸訪問、養育支援が必要な家庭へ訪問し、養育上の問題を解決する養育支援訪問、乳児の健康相談等を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師が訪問を実施。 ・養育支援が必要な家庭への訪問を実施し、必要な支援、相談につなげる。	保健福祉課
59	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【子ども家庭総合支援センター】 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対し、妊娠前から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な相談支援を行う「子ども家庭総合支援センター」の活動を推進するとともに、事業の周知・利用促進を図ります。	56	・特定妊婦の把握、乳幼児健診未受診者対策等、母子保健分野と連携を図り支援する。また、DV担当と連携し幼い子どもへのDVケースの支援を行う。	・特定妊婦の把握、乳幼児健診未受診者対策等、母子保健分野と連携を図り支援した。 DV担当との連携を強化するため、ケースの共有等を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・特定妊婦の把握、乳幼児健診未受診者対策等、母子保健分野と連携を図り支援する。また、DV担当と連携し幼い子どもへの世帯におけるDVケースの支援を行う。	保健福祉課
60	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【ひとり親家庭の支援】 ひとり親家庭からの相談に対し、母子・父子自立支援員による相談支援の充実を図ります。また、自立に向けて各種手当や給付金等による支援を行います。 (活動指標評価19)	56	・要件を満たす申請者に児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援する。 ・自立支援教育訓練給付金または高等職業訓練促進等事業の要件を満たす申請者に助成を行い、自立に向けたスキルアップの取組を行う。 ・新規事業：しそう子育て世帯への臨時特別給付金 ・新規事業：ひとり親世帯しそう応援金事業	・母子・父子自立支援員を配置し、離婚前相談等も含め、ひとり親家庭の生活の悩みや自立に向けた支援を行った。 相談件数226件 ・要件を満たすひとり親世帯に対し児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援した。 ・自立支援教育訓練給付金 支給1人 ・高等職業訓練促進等事業 支給1人 <R4年度実施事業> ・コロナ禍において、子どもの入学や進級の時期を迎え、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、「ひとり親世帯しそう応援金」及び「しそう子育て世帯価格高騰緊急支援金」を支給した。	2. 計画通りの取組ができた	・要件を満たす申請者に児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を支援する。 ・自立支援教育訓練給付金または高等職業訓練促進等事業の要件を満たす申請者に対し助成を行い、資格取得等にかかる自立に向けたスキルアップ等の支援を行う。	社会福祉課

第3期宍粟市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
61	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【基幹相談支援センター】 障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援するため、「基幹相談支援センター」の相談体制の充実を図ります。 (活動指標評価16)	56	・今後も、障害福祉課をはじめ関係機関との連携を深めることで、機能の充実を図る。	・障がいのある人や家族が相談しやすい体制を作るため、障害福祉課と連携を図りセンター機能の充実を図った。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・今後も、障害福祉課をはじめ関係機関との連携を深めることで、機能の充実を図る。	福祉相談課
62	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【生活困窮者自立支援相談】 生活に困窮している人から窓口や電話による様々な相談を受け、自立に向けた包括的な支援を行うため、生活困窮者自立支援相談の充実や利用促進を図ります。 (活動指標評価17)	56	・生活困窮者自立支援相談支援事業を継続して実施し、直営及び委託事業の高輪で包括的な相談支援を実施する。	・相談支援員及び就労支援員を配置し、生活困窮者自立相談支援事業を実施した。また、就労にかかる自立相談支援の一部を委託により実施した。 ・特に社会福祉協議会の生活福祉資金(コロナ特別)利用者に対し、生活の再建に向けた支援を実施した。 3月末現在の実績:106人 (内訳:直営80人、委託26人)	2. 計画通りの取組ができた	・生活困窮者自立相談支援事業を継続して実施していく中で、社会福祉協議会やわくわくステーション等と連携して、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を行う。	社会福祉課
63	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム】 認知症の人やその家族からの相談に対し、認知症地域支援推進員による相談支援の充実を図ります。また、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期相談、早期対応に取り組めます。 (活動指標評価18)	56	・今後も認知症の人やその家族からの相談や、認知症予防健診の結果をみながら認知機能の低下が考えられる方に対し、認知症地域支援推進員、保健師、社会福祉士等の専門職による相談支援の充実を図る。また、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見、早期対応に取り組む。	・認知症の人やその家族からの相談に対し、認知症地域支援推進員・保健師・社会福祉士等による相談支援の充実を図った。 ・市の健診に合わせ70歳～74歳の方を対象に兵庫県版認知症チェックシートを活用し認知症予防健診を実施した。また、相談等の際にもチェックシートを活用した。その中で、認知機能の低下や社会生活に支障が出ている可能性が高い方に対し、訪問により本人の心身状態を確認し、認知機能低下が考えられる方については、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見、早期対応等につなげた。 ・9月のアルツハイマー月間に、広報で認知症初期集中支援チームの取り組みやオレンジカフェ(認知症カフェ)について周知をした。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も認知症の人やその家族からの相談や、認知症予防健診の結果をみながら認知機能の低下が考えられる方に対し、認知症地域支援推進員、保健師、社会福祉士等の専門職による相談支援の充実を図る。また、認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見、早期対応に取り組む。	福祉相談課
64	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(1)相談支援体制・情報提供の充実	●【福祉事務所における相談援助等の質の向上】 福祉事務所における相談援助等の質を高めるため、福祉専門職の配置、社会福祉主事の資格取得の促進、研修の実施・参加促進等を行います。	56	全国市町村国際文化研修所主催の専門研修の受講案内を配布し参加希望者を募る。 ・社会的孤立の増加への対応 ・生活困窮者の自立支援 ・児童虐待への対応 ・社会福祉法人制度と自治体実務 ほか また、市単独研修として、傾聴スキルを高める研修等を実施する。	全国市町村国際文化研修所主催の専門研修の受講案内を配布し参加希望者を募った。 ・社会的孤立の増加への対応 ・生活困窮者の自立支援 ・児童虐待への対応 ・社会福祉法人制度と自治体実務 ほか また、市単独研修として、傾聴スキルを高める研修等を実施した。	2. 計画通りの取組ができた	全国市町村国際文化研修所主催の専門研修の受講案内を配布し参加希望者を募った。 ・社会的孤立の増加への対応 ・生活困窮者の自立支援 ・児童虐待への対応 ・社会福祉法人制度と自治体実務 ほか また、市単独研修として、傾聴スキルを高める研修等を実施した。	総務課
65	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(2)課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築と強化	●【宍粟市地域福祉計画推進会議】 宍粟市地域福祉計画推進会議を定期的に開催し、市の保健・福祉施策を総合的かつ効果的に推進します。	58	毎年度、当該年度の市の取組内容(評価等)を確認し、本計画の進捗管理を行う。	本計画3年目の市の取組内容(評価等)について確認・検証を行った。	4. 計画に取り組んだが目標に全然届かなかった	・毎年度、当該年度の市の取組内容(評価等)を確認し、本計画の進捗管理を行う。 ・R5年度より第4期地域福祉計画の策定事業が開始されるため、第3期の進捗管理と並行して早急に入力を取り組むべき施策を検討し推進していく。	社会福祉課
66	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(2)課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築と強化	●【情報共有・包括的支援の推進】 庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例等に対する連携的な支援や会議の開催等、情報共有や包括的な支援の推進に取り組めます。	58	・今後も庁内各課を横断したサポート体制を構築し、困難な事例等に対し連携して支援、会議の開催等、情報共有や包括的な支援の推進に取り組む。	・困難ケースなどへの対応については、福祉事務所長を含め関係機関と連携し、ケース会議を開くなど、対象者の支援方法や課題の解決に向けて庁内でケース検討を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続きケースの課題に応じて関係課を横断した支援体制の中、困難な事例等に対し連携してケース会議の開催、情報共有や包括的な支援の推進に取り組む。	健康福祉部
67	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(2)課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築と強化	●【地域連携の推進】 地域の相談機能の強化に向けて、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員と地域の各団体、専門機関が情報交換やニーズ把握を行い、連携できる取組を推進します。	58	・引き続き、民生委員・児童委員が関係機関と円滑に連携できるよう、パイプ役として支援していく。	・民生委員児童委員協議会定例会への社会福祉協議会職員参加や主任児童委員による小中学校、幼稚園、保育所、高等学校訪問など関係機関との連携促進を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、民生委員・児童委員が関係機関と円滑に連携できるよう、パイプ役として支援していく。	社会福祉課
68	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(2)課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築と強化	●【地域ケア個別会議】 地域ケア個別会議において、介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法等についての協議・検討を行います。 (活動指標評価20)	58	・今後も地域ケア個別会議や自立支援サポート会議において、介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法等についての協議・検討を行う。	・如遇困難ケース等に対しどのようにチームとして関わっていくか検討する地域ケア個別会議を9回開催(10ケース検討)、軽度者に対し自立に向けた支援を検討する自立支援サポート会議を12回開催(32ケース検討)した。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・今後も地域ケア個別会議や自立支援サポート会議において、介護・医療・福祉の関係者が連携を図り、課題解決や支援方法等についての協議・検討を行う。	福祉相談課

第3期宍粟市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
69	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(2)課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築と強化	●【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策協議会において、保健・医療・福祉、教育、警察等の関連機関が連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応を行います。	58	・代表者会議1回、実務者会議4回、ケース会議必要時実施予定である。	・代表者会議1回、実務者会議4回、ケース会議3回実施した。	2. 計画通りの取組ができた	・代表者会議1回、実務者会議4回、ケース会議必要時実施予定である。	保健福祉課
70	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(2)課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築と強化	●【地域自立支援協議会】 地域自立支援協議会を開催し、保健・医療・福祉、企業等の関係機関が連携し、地域における障がいのある人等への支援体制についての協議を行います。	58	・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の進捗管理及び評価を行う。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行う	3回の会議を開催 ・第4次障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に向けたアンケートの内容等について協議を行った。 ・部会の開催ができなかった。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を策定する。 ・部会を開催し、地域生活支援拠点のしくみ等を充実させるための協議を行う。	障害福祉課
71	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(2)課題解決に向けた多様な主体のつながりの構築と強化	●【自殺対策連絡協議会】 「宍粟市自殺対策計画」に基づき、地域全体で問題を共有するために、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会連合会、福祉、経済関係等の団体による自殺対策推進連絡会を開催し、包括的な自殺対策に取り組みます。	59	・自殺対策連絡協議会 2回(10月・2月)実施予定である。	・自殺対策連絡協議会 2回(10月、2月) ・宍粟市自殺対策計画の進捗管理、評価を実施し、各関係機関の顔の見える関係づくりに取り組んだ。	2. 計画通りの取組ができた	・自殺対策連絡協議会 3回実施予定 ・自殺対策計画の中間見直しを行う。	保健福祉課
72	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3)権利擁護等の取り組みの推進	●【成年後見制度の普及啓発】 「西播磨成年後見支援センター」と連携し、成年後見制度の普及啓発、地域の身近な存在である市民後見人候補者の養成と支援を推進します。 (活動指標評価21) (活動指標評価22)	60	・現在、西播磨成年後見支援センターへ委託して広域で養成講座の実施と市民後見人の活動のための支援を行っている。修了者のうち登録される方の人数は少なく、実際後見業務を行っている方も数える程度であり、今後市民後見人が活動していくうえで課題などを整理していく必要がある。	・市民後見人養成講座を開催し、4名が全講座を修了した。 ・支援者向け成年後見制度利用促進研修会を開催し、ケアマネジャーなど52名が出席した。	2. 計画通りの取組ができた	・より身近な地域で権利擁護・成年後見制度の利用促進を図ることができるよう市単独で制度の運用を行う。 ・司法関係者による相談体制を整備する。 ・司法関係者、居宅介護支援事業者などの支援者、民生委員児童委員などと地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度の利用促進を図る。	福祉相談課
73	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3)権利擁護等の取り組みの推進	●【成年後見の市長申し立て】 判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、成年後見の市長申し立てを行います。	60	・今後も判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度を利用することができない人を対象に、成年後見の市長申し立てを行う。	・認知症により判断能力が低下した高齢者1名の市長申し立てを行った。	2. 計画通りの取組ができた	・判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により成年後見制度の申し立てが困難な者に対して、司法関係者、ケアマネジャーなどの支援者と連携して市長申し立てを行う。	福祉相談課
74	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3)権利擁護等の取り組みの推進	●【社会福祉協議会との連携】 比較的軽度な認知症等により金銭管理等の支援が必要な高齢者が福祉サービス利用できるよう、社会福祉協議会と連携し制度の啓発を図ります。	60	・今後も社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の専門員と連携しながら制度の啓発を図る。	・日常生活自立支援事業の利用、成年後見制度への移行など、支援対象者の状態により適宜社会福祉協議会と協議を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・日常生活自立支援事業の利用、成年後見制度への移行など、支援が必要な者に対して、適切なサービスが提供できるよう連携して支援を行う。	福祉相談課
75	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3)権利擁護等の取組の推進	●【DV・児童虐待に関する相談窓口等の周知】 DV(ドメスティック・バイオレンス)や被虐待児に対する相談、支援、一時保護を関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催、相談窓口等の周知、講演会等の開催、児童虐待防止マニュアルの作成(更新)等を行います。また、児童虐待が疑われる場合の通告義務についても市民への周知啓発を図ります。	60	・デートDV防止パンフを制作し、市内の子どもたちへ配布することにより啓発を図る。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市民ロビーにパネル/ホンパネル等を展示し、啓発活動に努める。 ・児童虐待防止月間中、イオンにて児童虐待防止啓発と合わせてDV防止啓発活動を実施する。 ・引き続き、要保護児童対策地域協議会への参加やDV被害者支援機関と児童虐待防止関係機関の連携を更に強化し、被害者支援体制を整備する。	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、婦人相談員を設置し、配偶者等からの暴力被害者の相談、必要な指導及び支援を行った。 ・保護を必要とする人に対して支援し、自立に向けたサポートを実施した。 ・中学生や高校生を対象にデートDVの防止啓発を行うため、啓発冊子を制作した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(R4.11.12～R4.11.25)市民ロビーにパネル/ホンパネル等を展示し、啓発活動に努めた。 ・R4.11.29イオンにて児童虐待防止啓発に合わせてDV防止啓発活動としてチラシ及び啓発グッズ等を配布した。 ・要保護児童対策地域協議会に参加し、連携した対応を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・令和4年度に作成したデートDV防止啓発冊子を市内の中学校と高等学校へ配布し啓発に努めた。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市民ロビーにパネル/ホンパネル等を展示し、啓発に努めた。 ・児童虐待防止月間中、イオンにて児童虐待防止啓発と合わせてDV防止啓発活動を実施した。 ・引き続き、要保護児童対策地域協議会への参加やDV被害者支援機関と児童虐待防止関係機関の連携を更に強化し、被害者支援体制を整備する。	社会福祉課
76	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3)権利擁護等の取り組みの推進	●【DV・児童虐待に関する相談窓口等の周知】 DV(ドメスティック・バイオレンス)や被虐待児に対する相談、支援、一時保護を関係機関と連携し、対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の開催、相談窓口等の周知、講演会等の開催、児童虐待防止マニュアルの作成(更新)等を行います。また、児童虐待が疑われる場合の通告義務についても市民への周知啓発を図ります。	60	・関係機関との連携を密にしながら、家庭児童相談室の対応の強化を図る。 ・要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、家庭児童相談室の事業やケースの管理を行う。 ・児童虐待防止マニュアルの有効活用と児童虐待防止の周知啓発を行う。	・児童福祉法や児童虐待防止法に基づき、家庭児童相談室に家庭相談員とスーパーバイザーを配置し子どもの養育や虐待等の相談や対応を行なった。 ・要保護児童対策地域協議会の開催、学校等各種関係機関との連携、広報紙やしるしチャンネル、啓発グッズの配布等による児童虐待防止の啓発に努めた。	2. 計画通りの取組ができた	・関係機関との連携を密にしながら、家庭児童相談室の対応の強化を図る。 ・要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、家庭児童相談室の事業やケースの管理を行う。 ・児童虐待防止マニュアルの有効活用と児童虐待防止の周知啓発を行う。	保健福祉課

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の取組内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
77	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3) 権利擁護等の取り組みの推進	●【地域の見守り強化・相談支援・自立支援】 高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待に対し、関係機関と連携し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組みとともに、被虐待者への相談支援・自立支援を図ります。	60	・今後も高齢者の権利を守るため、関係機関との連携を更に強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制を整備する。	・高齢者虐待等の早期発見・早期対応に向け、介護支援専門員等、福祉専門職向けに高齢者虐待対応研修を開催し、関係機関と連携し対応することの重要性や相談先の更なる周知を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も高齢者の権利を守るため、関係機関との連携を更に強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制を整備する。	福祉相談課
78	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3) 権利擁護等の取り組みの推進	●【地域の見守り強化・相談支援・自立支援】 高齢者や障がいのある人、児童に対する虐待に対し、関係機関と連携し、相談先の更なる周知や地域の見守りの強化等による早期発見・早期対応に取り組みとともに、被虐待者への相談支援・自立支援を図ります。	60	・児童虐待防止キャンペーンをはじめ、里親月間の取組など相談先の周知を行う。 また、校園長会・民生委員主任児童委員の会議への出席等、関係機関との連携を強化する。	・児童虐待防止キャンペーンをはじめ、里親月間の取組など相談先の周知を行った。 また、校園長会・民生委員主任児童委員の会議に出席し、連携の強化に努めた。	2. 計画通りの取組ができた	・児童虐待防止キャンペーンをはじめ、里親月間の取組など相談先の周知を行う。 また、校園長会・民生委員主任児童委員の会議への出席等、関係機関との連携を強化する。	保健福祉課
79	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(3) 権利擁護等の取り組みの推進	●【地域包括支援センター】 高齢者の権利や財産を守り自分らしく生活できるよう、地域包括支援センターによる支援を行います。	61	・今後も高齢者の権利や財産を守り自分らしく生活できるよう、地域包括支援センターによる支援を行う。	・社会福祉士を中心に、高齢者の権利や財産を守り自分らしく生活できるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用促進を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も高齢者の権利や財産を守り自分らしく生活できるよう、地域包括支援センターによる支援を行う。	福祉相談課
80	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【生活困窮者の包括的な支援】 関係機関・団体等と連携し、生活困窮者の早期発見に努めるとともに、生活困窮者自立支援法に基づいた相談支援や家計の改善プランの作成等、包括的な支援を行います。	62	・社会福祉協議会と連携し、生活困窮者等に対する支援方法について検討を行っていく。 また、食のセーフティネット事業についても継続した取組として実施できる体制を構築する。	・生活困窮者への支援として社会福祉協議会と実務担当者会議を開催し、貸付等の利用者への支援について情報共有、フードドライブや寄付で集めた食品を生活困窮者等へ配布する「思いやりセッ配布事業」を実施した。 ・実務担当者会議：1回開催 ・思いやりセッ配布事業：2回実施	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き社会福祉協議会と連携し、実務担当者会議で生活困窮者支援に関する情報を共有し、連携して困窮者支援に対応する。 また、思いやりセッ配布事業についても、継続して実施できるように社会福祉協議会と連携して取組む。	社会福祉課
81	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【情報共有の推進・情報発信の強化】 医療と介護連携会議を定期的に開催し、情報共有の推進や、市民・専門職に向けた情報発信の強化を行います。	62	・今後も新型コロナウイルス感染症対策等については、感染症状況を見ながら医療と介護連携を図り感染拡大防止につながるよう情報共有や支援等について検討する。また、平時から各事業所が感染症予防対策について検討しシミュレーションができるよう働きかけていく。 ・後期高齢者人口が増える中、フレイル対策や認知症の早期発見、早期支援、身寄りのない方への支援等についても医療と介護連携を図りながら支援していく。	・新型コロナウイルス感染症対策等については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、介護保険サービス事業所等の関係機関と連携を図り感染拡大防止につながるよう情報共有や支援等について検討した。 ・市民を対象とした地域包括ケアに関する講演会を企画し、令和5年3月21日に『人生の最期を迎える前にすべきこと』をテーマに鳥取大学の医師を講師として講演会を開催。(80名参加) ・会議の開催は、ハイブリット型とし委員の方が参加しやすいように配慮した。(2回開催)	2. 計画通りの取組ができた	・今後も医療と介護連携会議を定期的に開催し、情報共有の推進や、市民・専門職に向けた情報発信の強化を行う。 ・市民が、『人生の最期をどのように迎えたいのか?』について普段から考え、大切な方に伝えることが必要であるということを啓発します。保健師や社会福祉士、終活カウンセラーによる講座の実施やエンディングノートの作成等について検討する。	福祉相談課
82	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【社会福祉協議会と連携した支援】 地域の中で様々なニーズに対応する障がいのある人等の当事者組織について、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	62	・各種団体の運営支援を行うほか、障害者スポーツの推進に取り組む。	・各種団体の運営支援を行う。	2. 計画通りの取組ができた	・各種団体の運営支援を行うほか、障害者スポーツの推進に取り組む。	障害福祉課
83	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【状況把握・包括支援】 働くことに悩んでいるニートやひきこもり状態にある人の把握を行い、専門的な相談や就労支援等、包括的な支援を行います。	62	・各事業をそれぞれ継続するとともに、北部地域での相談体制を強化する。	・月2回のひきこもり相談、ひきこもりサポートセンターによる相談・支援を行い、継続的な支援を行った。また、就労段階では、相談支援事業所や社会福祉課と連携し、障害福祉サービスにつなぐたり、就労(準備)支援を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・月2回のひきこもり相談、ひきこもりサポートセンターによる相談・支援を実施する。 ・対象者の状況により、専門的な相談や就労(準備)支援などに支援をつなげることで、他機関が連携した支援を行うことができるよう取り組む。	福祉相談課
84	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【就労相談・支援】 生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭の等のうち、就労に困難を抱える人に対し、就労相談から定着までの支援を行います。 (活動指標評価24)	62	・就労準備支援事業及び就労支援事業を継続し、引き続き生活困窮者等の就労相談・支援を行う。	・日常生活習慣の改善、就労に向けた技術習得などを支援する「就労準備支援」と、求人情報の提供や個別相談、就職後の職場定着支援などを行う「就労支援」を委託により実施した。 ・3月末現在実績： ・就労準備支援14人(内就労活動につながった者3人) ・就労支援43人(内就労に結び付いた者17人)	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き直営事業での就労支援とわくわくステーションでの就労・就労準備支援について連携を取りながら対応し、対象者の適性や状態に応じて必要な支援を行う。	社会福祉課

第3期宍粟市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の取組内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
85	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【子どもの貧困対策】 子ども自身が望む将来を選択できるよう、子どもの貧困対策として、市内の学校に在籍する生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対して教育支援や相談支援等を行います。	62	・生活困窮者世帯の児童を対象とした長期休業中に子どもの学習支援として、学習支援相談員及びボランティアにより「がんばり教室」(拠点型学習、市内6小学校区)を実施する。実施にあたり教育委員会、市内中学校と連携をとり対象者の調整、適切な学習支援を行う。 ・「がんばり学習」については、学習支援員がコーディネーターとしての役割を担い、市内中学校での実施方法について検討を行う。 ・開催地区の小学校及び市内3高等学校と連携し、「がんばり教室」を継続して実施できるよう調整を行う。また、未実施地区の小学校への意向確認を実施し、開催地区の拡大に努める。	・長期休業中に子どもの学習支援として、学習支援相談員及びボランティアにより「がんばり教室」(拠点型学習、市内小学校区)を実施した。 また、市内中学校の困窮世帯等を対象として、部活動終了後の時間帯に「がんばり学習」(市役所北庁舎・一言市民協働センター)を実施した。 13人(北庁舎10人、一言3人)が参加	2. 計画通りの取組ができた	・子ども・子育て支援事業計画や地域福祉計画の見直し策定の実施に伴い、子どもの貧困対策についても両計画に具体的な内容を盛り込めるようアンケートの実施や必要な施策を検討する。 ・生活困窮者世帯の児童を対象とした長期休業中に子どもの学習支援として、学習支援相談員及びボランティアにより「がんばり教室」(拠点型学)を実施する。実施にあたり教育委員会、市内中学校と連携をとり対象者の調整、適切な学習支援を行う。 ・「がんばり学習」については、学習支援員がコーディネーターとしての役割を担い、実施方法について調整を行う。	社会福祉課
86	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【住宅確保給付金】 継続等により住宅を失う、または失うおそれがある人に対し、住宅確保給付金の支給を行います。	62	・引き続き対象者への支援を実施する。ただし、特例事項については国からの通知等に留意し対応する。	・コロナ特例により、離職者・休職者以外の者でも自己の責によらず収入が減少し、離職等と同程度に困窮している者に対して急速確保給付金の支給を行った。 (R1実績0件、R2実績9件、R3実績4件) 令和4年度実績(3月末現在) 3件 全てコロナ特例による支給	2. 計画通りの取組ができた	・コロナ特例による給付が終了しているが、今後も住居の支援が必要な生活困窮者等に対して、住居確保に関する必要な支援を行う。	社会福祉課
87	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【社会復帰の支援】 保健医療や福祉サービス等を必要とする罪を犯した人に対し、適切なサービスの提供や就労支援等を行い、再犯の防止及び社会復帰への支援に努めます。	63	・引き続き、保護司会及び更生保護女性会の活動に助成を行うとともに、必要に応じて、自立相談支援機関へ相談し就労支援等につなげる。 ・「社会を明るくする運動」市民運動大会を開催し、更生保護活動への理解を深める活動への支援を行う。	・更生に向けた取組の支援として、宍粟保護区保護司会及び更生保護女性会の活動に助成を行った。 また、社会を明るくする運動宍粟地区推進委員会事務局として、宍粟保護区保護司会及び更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」宍粟地区住民大会を開催し、犯罪予防活動への啓発を強化した。	2. 計画通りの取組ができた	・宍粟保護区保護司会及び更生保護女性会の活動に助成を行うとともに、就労などの支援が必要な場合には、自立相談支援機関へ相談し就労支援等につなげる。 宍粟保護区保護司会及び更生保護女性会と連携し、「社会を明るくする運動」市民運動大会を開催し、更生保護活動への支援を行う。	社会福祉課
88	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【自殺対策】 自殺対策の推進にあたり、「宍粟市自殺対策計画」に基づき、関係機関と連携し、相談支援の充実や、普及啓発を行い、総合的な対策を展開します。また、未達者支援、遺された人への支援にも努めます。 (活動指標評価23)	63	宍粟市自殺対策本部会議:2回 宍粟市自殺対策推進調整会議:2回 自殺対策連絡協議会:2回 ハイリスク者支援事例検討会:1回	宍粟市自殺対策本部会議:1回 宍粟市自殺対策推進調整会議:2回 自殺対策連絡協議会:2回 未達者支援研修会:1回 各会議や研修を実施することで、庁内外の関係機関との連携強化に努めた。	2. 計画通りの取組ができた	宍粟市自殺対策本部会議:2回 宍粟市自殺対策推進調整会議:2回 自殺対策連絡協議会:3回 未達者支援研修会:1回 自殺対策計画の中間見直しを行う。	保健福祉課
89	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【地域活動支援センター事業】 創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う地域活動支援センター事業の周知や利用促進を図ります。	63	・障がいのある人の自立や社会参加を図るため、地域活動支援センター事業の実施体制を維持し、事業の周知や支援が必要な方への利用支援に努める。	市内事業所 1事業所 実利用者数 8名 障がいのある人への日中活動の場の提供を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・障がいのある人の自立や社会参加を図るため、地域活動支援センター事業の実施体制を維持し、事業の周知や支援が必要な方への利用支援に努める。	障害福祉課
90	3. 適切な支援が受けられる枠組みづくり	(4) 支援を必要とする人への取組の推進	●【民生委員・児童委員との連携】 民生委員・児童委員と連携し、地域の中で支援を必要としている人の早期発見に努めます。	63	・引き続き、市社会福祉協議会の事業に協力すると共に、福祉サービス等について、市から繰り返し情報提供を行うことで、市民と行政のハイレベルでの役割・活動を推進する。 ・「生活保護制度」やH27年度から開始した「生活困窮者自立支援事業」について、民生委員児童委員協議会定例会で説明し、事業内容を周知すると共に、日々の見守り活動のなかでの協力を依頼する。	・今年度は、民生委員・児童委員の一斉改選の年であったため、新任委員向けに定例会や各専門部会等にて市職員による支援制度等(福祉サービス等)の研修会を実施し、市から情報提供を行った。 ・市社会福祉協議会主催の小地域福祉活動や配食サービス、歳末たすけあいサービス等の事業では継続して民生委員・児童委員の協力を得ながら、要支援者等の見守りを実施しているほか、市社会福祉協議会の福祉連絡会に民生委員・児童委員が参加し地域の活動支援を行っている。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、市社会福祉協議会の事業に協力すると共に、福祉サービス等について、市から繰り返し情報提供を行うことで、市民と行政のハイレベルでの役割・活動を推進する。 ・「生活保護制度」やH27年度から開始した「生活困窮者自立支援事業」等、生活困窮者への支援制度について、民生委員児童委員協議会定例会で説明し、事業内容を周知すると共に、日々の見守り活動のなかでの協力を依頼する。	社会福祉課
91	4. 安全で安心な地域づくり	(1) 地域の防災力を高める取り組みの推進	●【市民の防災意識の向上】 防災に関する知識の普及啓発や自主防災マップの作成の推進を通じて、市民の防災意識の向上を図ります。	65	・引き続き自主防災マップ作成講習会と出前講座を実施する。	・自主防災マップづくり講習会を1地区3自治会を対象に開催し、地域内における防災情報の共有など防災意識の向上を図った。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	引き続き自主防災マップづくり講習会(出前講座含む)を開催する。	危機管理課
92	4. 安全で安心な地域づくり	(1) 地域の防災力を高める取り組みの推進	●【地域防災力の向上】 防災機材の購入に対する補助を行い、地域防災力の向上を図ります。	65	・引き続き必要に応じて防災資機材の購入補助を行う。	・29団体に対して防災資機材購入の補助を行い、地域防災への備えにつなげた。	1. 計画を上回る取組ができた	・引き続き、必要に応じて自主防災組織への防災資機材の購入補助を行う。	危機管理課

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の取組内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
93	4. 安全で安心な地域づくり	(1)地域の防災力を高める取組の推進	●【避難訓練等の実施】 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練及び避難訓練を実施します。	65	・市総合防災訓練で訓練を実施する。	・市総合防災訓練を実施し、自主防災組織による災害発生時の初動訓練のほか、関係団体との連携確認、あわせて社会福祉協議会によるボランティアセンター開設訓練を行い、地域防災力の向上を図った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、総合防災訓練を実施し、地域における自助・共助の意識を高める。	危機管理課 社会福祉課
94	4. 安全で安心な地域づくり	(1)地域の防災力を高める取組の推進	●【避難訓練等の実施】 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター設置訓練及び避難訓練を実施します。	65	・社会福祉協議会と連携し、市総合防災訓練等でボランティアセンターの設置や役割についての訓練を実施する。	・災害ボランティアセンター設置訓練については具体的な取組まで至らなかった。 ・危機管理課と調整を図りながら個別避難計画の作成に取り組んだ。 ・個別避難計画の作成を希望された方については地元の自主防災組織や民生委員児童委員の協力のもと、避難訓練等にも取り組んだ。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・社会福祉協議会と連携し、市総合防災訓練等でボランティアセンターの設置や役割についての訓練を実施する。 ・関係機関と連携し、個別避難計画作成を推進する	危機管理課 社会福祉課 福祉相談課
95	4. 安全で安心な地域づくり	(1)地域の防災力を高める取組の推進	●【要配慮者に対する支援】 災害時における高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する支援の充実を図ります。また、避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉委員等と連携しながら、情報共有や個別避難計画の作成等に努め、平常時から自力で避難が困難な人に対する地域の支援の意識を高め、災害時に備えます。	65	・引き続き、要配慮者の支援について、庁内連携会議を開催し検討していく。 ・自主防災組織や民生委員児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員等と連携を図りながら平時より避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、避難訓練を実施する。	・平常時から避難行動要支援者の情報を避難支援者に積極的に提供できるように「栄栗市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例」を制定し、避難行動要支援者対策の基盤づくりを図った。 ・要配慮者への支援について、庁内連携会議を開催した。 ・避難行動要支援者に対し、自主防災組織や民生委員児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員等と共に個別避難計画の作成等により平時から自力で避難することが困難な人に対する地域の支援の意識を高め、災害時に備えた。個別避難計画に基づき地域の方々と一緒に避難訓練を実施した。 ・避難行動要支援者を担当する介護支援専門員や相談支援専門員、ヘルパー、訪問看護師等の専門職を対象に「避難行動要支援者の支援について考えよう」をテーマに勉強会を12回開催し98名の参加あり。平時から避難行動要支援者の支援について連携を図った。 ※個別避難計画⇒個別避難計画となる。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・引き続き、要配慮者の支援について、庁内連携会議を開催し検討していく。 ・自主防災組織や民生委員児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員等と連携を図りながら平時より避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、避難訓練を実施する。(優先度の高い方から作成・公的福祉サービス利用者で、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など危険な場所に居住する方)	危機管理課 障害福祉課 福祉相談課
96	4. 安全で安心な地域づくり	(1)地域の防災力を高める取組の推進	●【災害時における福祉避難所の開設等に関する協定】 災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等の施設を避難所として利用できる「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」の締結を事業所等に働きかけます。また、指定施設と連携し、福祉避難所開設訓練を実施します。 (活動指標評価表29)	65	・総合防災訓練時の福祉避難所開設訓練にあわせ、協定事業所と連携し、民間の福祉避難所開設要請訓練を行う。 ・引き続き未締結の団体や施設と協定が結べるよう取り組む。	・総合防災訓練に合わせ、福祉避難所開設訓練を実施した。 新規の協定締結はできていない。 ・福祉施設を含む要支援者利用施設に対しては、避難確保計画の策定を周知した。また、福祉避難所開設・運営マニュアルを示して、協定締結施設に対して説明を行い認識の統一を図った。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・総合防災訓練時の福祉避難所開設訓練にあわせ、協定事業所と連携し、民間の福祉避難所開設要請訓練を行う。 ・各団体や施設に理解を求め、新たな協定締結をめざす。	障害福祉課 高齢福祉課 危機管理課
97	4. 安全で安心な地域づくり	(2)すべての人にやさしい地域づくり	●【救急医療情報キット】 緊急時における情報把握のため、救急医療情報キットの活用促進を図ります。	67	・今後も緊急時における情報把握のため、救急医療情報キットの活用促進を図る。	・在宅の高齢者のみ世帯に対し高齢者実態把握調査員が訪問し健康状態や緊急連絡先等を把握している。その際、緊急時における情報把握ができるように、救急医療情報キットの活用促進を図った。また、既に配布している世帯に対しては、情報等の見直しがないか等、最新情報に更新していただくよう周知した。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も緊急時における情報把握のため、救急医療情報キットの活用促進を図る。 ・配布している世帯に対しては、最新情報に更新していただくよう周知する。	福祉相談課
98	4. 安全で安心な地域づくり	(2)すべての人にやさしい地域づくり	●【安心見守りコール】 在宅の一人暮らし高齢者等が急病や災害等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように、「安心見守りコール(緊急通報システム)」の周知を図ります。	67	・今後も在宅の一人暮らし高齢者等が、急病等の緊急時に迅速に適切な対応ができるように安心見守りコールの周知をする。	・安心見守りコールについて民生委員児童委員に周知し必要な方への声掛けを依頼した。 ・高齢者のみ世帯に対し、高齢者の実態把握調査員の訪問時に、在宅の一人暮らし高齢者等が急病等の緊急時に迅速に適切な対応を図ることができるように安心見守りコールの周知をした。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も在宅の一人暮らし高齢者等が、急病等の緊急時に迅速に適切な対応ができるように安心見守りコールを周知する。	福祉相談課
99	4. 安全で安心な地域づくり	(2)すべての人にやさしい地域づくり	●【徘徊高齢者等家族支援サービス事業】 徘徊のおそれのある高齢者を介護している家族に対し、パソコン等から場所を確認できるGPS専用端末機を貸出し、見守りへの支援を行う徘徊高齢者等家族支援サービス事業の周知を図ります。	67	・徘徊のおそれがある高齢者を介護している家族等に対し、徘徊高齢者等家族支援サービス事業について周知する。	・徘徊のおそれがある高齢者を介護している家族等に対しGPS専用端末機を貸し出す徘徊高齢者等家族支援サービス事業について周知した。 令和5年3月末現在の利用:1件	2. 計画通りの取組ができた	・徘徊のおそれがある高齢者を介護している家族等に対し、徘徊高齢者等家族支援サービス事業について周知する。	福祉相談課

第3期宍粟市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
100	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク】 認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、「認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク」として、事前登録者の情報をネットワーク機関で共有し、地域ぐるみの日常の見守りや緊急時の早期発見を図ります。	67	・今後も認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう継続支援する。	・認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、事前に登録者の情報をネットワーク機関で共有し、地域ぐるみの日常の見守りや緊急時の早期発見を図った。 令和5年3月末現在新規登録者：14名	2. 計画通りの取組ができた	・今後も認知症の人が地域で安心して暮らし続けることができるよう継続支援する。	福祉相談課
101	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進】 公共施設や道路・公園、公共交通等について、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、兵庫県「福祉まちづくり条例」や市都市計画マスタープランに基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。	67	・誰もが利用しやすいように公園内のトイレ改修に取り組む予定。	・最上山公園多目的広場トイレについて、身体に障害がある人や乳幼児同伴の利用者等誰もが利用しやすいよう改修工事を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・最上山公園駐車場トイレについて、路面より高い場所にあるため、高齢者や身体に障害がある人にも利用しやすい場所に建設を行う。	住宅土地政策課
102	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進】 公共施設や道路・公園、公共交通等について、高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての人が快適に使用することができるよう、兵庫県の「福祉まちづくり条例」や市都市計画マスタープランに基づき、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を積極的に推進します。	67	・観光駐車場整備に伴う周辺道路整備(市道鹿沢2号線)において計画に基づき「福祉まちづくり条例」等を考慮した歩道工事を進めるほか、機会あるごとにバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を考慮した計画を進める。	・観光駐車場整備に伴う周辺道路整備(市道鹿沢2号線)において兵庫県の「福祉まちづくり条例」等を考慮した歩道計画とした。	2. 計画通りの取組ができた	・観光駐車場整備に伴う周辺道路整備(市道鹿沢2号線)において計画に基づき「福祉まちづくり条例」等を考慮した歩道工事を進めるほか、機会あるごとにバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を考慮した計画を進める。	住宅土地政策課
103	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【公共施設長寿命化計画・再編計画】 公共施設長寿命化計画や公共施設再編計画に基づき、公共建築物の大規模修繕や長寿命化改修時に合わせてバリアフリー化を進めていきます。	68	・計画期間における実施スケジュールに基づいて修繕、長寿命化改善に取り組む予定。	実施事業なし	5. 取組ができなかった	・市営住宅長寿命化計画に基づき改善事業を行う。	住宅土地政策課
104	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【優先駐車場の整備】 公共施設に障がいのある人や妊婦が優先して駐車できる場所を整備するとともに、利用者等がわかりやすく判別できるよう、整備を行います。	68	・不特定多数の方が利用される施設においては、障害者用駐車スペースに加え、「兵庫ゆずいりあい駐車場制度」を活用し、歩行が困難な方のための優先駐車スペースや案内表示コーンを設けており、一定の整備はできていると考えるが、今後も利用者のニーズを把握する中で適切に対応していきたい。	・千種市民協働センターの駐車場に優先駐車スペース(2区画)を設けた。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も歩行が困難な方のための優先駐車スペースや案内表示コーン等、利用者のニーズを把握する中で適切に対応していく。	財務課
105	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【子育て中の家族への公共施設の整備】 外出中に誰でも気軽に交換や授乳が行える赤ちゃんスペースの設置を市全体で取り組み、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、公共施設への整備を行います。	68	・所管する施設を新たに建設等する際には、子育て世帯にも配慮した施設整備に努める。	・千種市民協働センターの建設にあたり、おむつ交換スペース(2F多目的トイレ内)と授乳室を設置した。 (他には施設整備工事事業なし)	2. 計画通りの取組ができた	・市が所管する施設を新たに建設等する際には、子育て世帯にも配慮した施設整備に努める。	全庁
106	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【子育て中の家族への公共施設の整備】 外出中に誰でも気軽に交換や授乳が行える赤ちゃんスペースの設置を市全体で取り組み、子育て中の家族が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、公共施設への整備を行います。	68	・引き続き取組を実施する。	・保健福祉課が所有する赤ちゃんテント(授乳、おむつ交換用簡易組立式テント)を市内のイベントに貸し出した。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・引き続きイベント時の赤ちゃんテントの貸出について、周知や普及に取り組む。 ・民間事業にも、子育て世帯が安心して外出できる環境づくりを率先して取り組んでもらえるようなし(補助や表彰など)を検討する。	全庁
107	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【情報のバリアフリー化】 市広報紙の音声化とその活用を支援するとともに、ウェブアクセシビリティに対応した市公式サイトを運営することにより、情報のバリアフリー化を図ります。	68	・市公式サイトウェブアクセシビリティ「レベルAA準拠」の維持と、引き続き広報紙にユニバーサルデザインフォントを使用し、空白を生かした読みやすい紙面づくりに取り組む。	・市公式サイトウェブアクセシビリティ「レベルAA準拠」の維持と、引き続き広報紙にユニバーサルデザインフォントを使用するとともに、空白を生かした読みやすい紙面づくりに取り組んだ。	2. 計画通りの取組ができた	・市公式サイトに広報紙の音声データ「声の広報」を掲示するとともに、同サイトのウェブアクセシビリティ「レベルAA準拠」を維持する。広報紙は視認性の高いユニバーサルデザインフォントを使用する。	広報情報課
108	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【移動支援事業】 屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、移動支援事業(ガイドヘルプ)を実施します。	68	・引き続き、移動支援事業に取り組む。	利用実績見込 6人 405時間 支援が必要な方へサービスの利用決定を行った。 ・支援が必要な方へスムーズにサービス利用ができるよう、相談支援事業所等へサービスの周知を行った。	2. 計画通りの取組ができた	引き続き、移動支援事業に取り組む。	障害福祉課

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度の実績	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
109	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【住宅改修制度】 住宅改修制度の活用を促進し、在宅での生活の質の向上を図ります。	68	・今後も高齢者が住み慣れた住まいで安心して安全に生活が続けられるよう、必要な方に利用の促進を図る。	・高齢者の在宅生活を支える上で、転倒防止や動作の容易性の確保は重要であり、事業の必要性は高い。介護保険制度の住宅改修給付と一体的に事業を運営することで、利用者の利便性と効率性の向上に努めている。制度の利用にあたっては、利用者の身体状況に応じた適切な改修が行われるよう、必要な支援を行っている。	2. 計画通りの取組ができた	・今後も高齢者が住み慣れた住まいで安心して安全に生活が続けられるよう、必要な方に利用の促進を図る。	高齢福祉課
110	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【住宅改修制度】 住宅改修制度の活用を促進し、在宅での生活の質の向上を図ります。	68	・相談支援事業所へ周知し、引き続き、住宅改修制度の活用を促進する。	利用実績 0 件 今年度については、利用者がなかった。	2. 計画通りの取組ができた	・相談支援事業所へ周知し、引き続き、住宅改修制度の活用を促進する。	障害福祉課
111	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【公共交通の維持・改善】 公共交通の維持、改善に取り組み、移動に困難を抱える人に対する移動手段の確保に努めるとともに、公共交通の利便性の向上を図ります。 (活動指標評価26)	68	・引き続き、バス事業者に対し運行経費補助を行うとともに、地域や利用者の意見を聴くことで利便性の向上に努め、利用促進を図る。また、利用の少ない路線については、地域の協議を行い、路線バス以外の手法により移動手段を確保していくことを検討する。	・バス事業者に対し、以下の路線に係る運行経費補助を行った。 ・市外連絡路線(大型バス路線) 4路線、市内完結路線(小型バス路線) 24路線、山崎待合所周辺を循環するバス路線の運行補助 ・広域路線(姫路、ダイセル線等) 5路線 また、利用が少なかった一宮町繁盛・三方地区において、地域主体の互助交通の実証実験を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、バス事業者に対し運行経費補助を行うとともに、地域や利用者の意見を聴くことで利便性の向上に努め、利用促進を図る。また、一宮町繁盛・三方地区において実証実験を行っている互助交通について、自家用有償旅客運送の登録を行い、本格運行を実施する。	まちづくり推進課
112	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【運転免許自主返納者への補助】 運転免許自主返納者の移動手段の確保を目的として、路線バスの一部補助を行います。	68	・交付済みはつつチケット令和5年度末までの使用の啓発と高齢者交通安全教室の充実に取り組む。	・はつつチケットの交付は、終了しているため、チケット利用について啓発を行った。 ・免許自主返納者には、高齢者運転免許自主返納サポート協議会登録事業者が取り組まれている公共交通の支援制度などの周知、啓発を行った。	4. 計画に取り組んだが目標に全然届かなかった	・はつつチケットの使用期限が令和5年度末までであることから、期限までの使用の呼びかけを行い、また高齢者交通安全教室の充実に取り組む。	危機管理課
113	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【新たな福祉運行サービスの導入検討】 自力で移動が困難な高齢者等の移動手段の確保を目的として、地域の団体等による自主運行や新たな福祉運行サービスの導入を検討します。	68	・地域の団体等による自主運行や新たな福祉運行サービスの導入について、関係機関との連携を図りながら検討する。	・外出支援サービス制度の見直しを行ったことによる、利用者数等の影響について状況把握した。	2. 計画通りの取組ができた	・地域の団体等による自主運行や新たな福祉運行サービスの導入について、関係機関との連携を図りながら検討する。	障害福祉課
114	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【障がいのある人の外出支援】 障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、タクシーの利用料金の助成、運転免許取得費、自動車改造費、障がいのある人の通所費の補助を行うなど、外出のための支援を行います。	68	・障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、外出支援サービス事業など、引き続き、外出のための支援を行う。	・外出支援サービス事業の実施 ・運転免許取得費助成 2人 ・自動車改造費助成 2人 ・通所費補助(児) 60人(者) 181人	2. 計画通りの取組ができた	・障がいのある人が社会参加し、生きがいを持って生活できるよう、外出支援サービス事業など、引き続き、外出のための支援を行う。	障害福祉課
115	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【障害のある人に対する理解促進・差別の解消】 市広報紙や市公式サイト、しーたん通信等を利用し、障がいのある人に対する理解促進、差別の解消等を図るための普及啓発活動や「栄栗市みんなの心つなぐ手話言語条例」の普及啓発を図ります。	68	・障がいのある人や障害特性に関する市民の理解を深めるため、「みんなをつなぐ心のバリアフリー展」を開催する。	障がいのある人に対する理解促進を目的に「みんなをつなぐ心のバリアフリー展」を開催した。 ・福祉施設の商品展示 ・バリアフリーマップの紹介 ・身近にあるユニバーサルデザインの紹介 ・白杖体験	2. 計画通りの取組ができた	・障がいのある人や障害特性に関する市民の理解を深めるため、ホームページや広報等を利用し、啓発活動を行う。また、「みんなをつなぐ心のバリアフリー展」を開催する。	障害福祉課
116	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【障害のある人に対する理解促進・差別の解消】 市広報紙や市公式サイト、しーたん通信等を利用し、障がいのある人に対する理解促進、差別の解消等を図るための普及啓発活動や「栄栗市みんなの心つなぐ手話言語条例」の普及啓発を図ります。	68	・栄栗市人権施策推進計画に基づき、障がいの有無に関わらず、すべての人が互いの人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するための人権教育・啓発事業を展開する。 ・人権関係の法整備や社会情勢の変化を踏まえ栄栗市人権施策推進計画の改定を行う。	・障がいのある人に対する理解促進・差別の解消 ・合理的配慮の項目を取り上げた人権啓発冊子「そよ風の全戸配布 栄栗市みんなの心つなぐ手話言語条例の普及啓発 ・講演会等での手話通訳者及び要約筆記記者配置 栄栗市人権施策推進計画の改訂 ・障害者差別解消法の令和3年一部改正等を反映	2. 計画通りの取組ができた	・栄栗市人権施策推進計画に基づき、障がいのある人が合理的な配慮を受け、社会に包摂されて暮らせるとともに、市民すべてが障がいのある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の実現をめざし、人権教育・啓発事業を展開する。	人権推進課
117	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【手話通訳者・手話奉仕員の養成と利用の促進】 手話通訳者・手話奉仕員の養成を促進し、手話通訳者・手話奉仕員の養成を図るとともに、制度の周知を図り、イベント・講演会等における利用促進を図ります。 (活動指標評価27)	68	・手話奉仕員養成講座など、各種養成講座を実施するとともに、制度の周知を行い、聴覚に障がいのある人の社会参加促進を図る。	・手話奉仕員養成講座(入門・基礎) 受講者数15人 ・レレアップ講座6回開催(13人受講) ・手話通訳士試験対策講座 4回(9人受講) ・全国統一試験対策講座 4回(3人受講) ・はじめての手話講座 3/19開催 ・手話通訳者派遣 444件 / 要約筆記派遣232件	2. 計画通りの取組ができた	手話奉仕員養成講座など、各種養成講座を実施するとともに、制度の周知を行い、聴覚に障がいのある人の社会参加促進を図る。	障害福祉課

第3期栄栗市地域福祉計画取組内容検証シート(R4年度)

※参考

今回の報告内容

No.	基本目標	基本施策	主要な施策	頁	R4年度以降の取組予定	R4年度取組内容	R4取組の評価	R5年度以降の取組予定	関係部署
118	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【ヘルプマーク等の配布・普及啓発】 すべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようヘルプマーク・介護マーク・マタニティマーク等の配布・普及啓発を行います。	68	・今後も必要な方に対して介護マークを配布することで、地域の中で安全安心に暮らせるように普及啓発していく。	・訪問や来所等の介護相談時に介護マークについて周知したが、新規で配布はなかった。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・今後も必要な方に対して介護マークを配布することで、地域の中で安全安心に暮らせるように普及啓発していく。	福祉相談課
119	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【ヘルプマーク等の配布・普及啓発】 すべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようヘルプマーク・介護マーク・マタニティマーク等の配布・普及啓発を行います。	68	・引き続き、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・普及に取り組み。	・ポスターの掲示やホームページへの掲載、みんなをつなぐ心のバリアフリー展での障がいに関するマークの周知など普及啓発を行った。	2. 計画通りの取組ができた	・引き続き、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・普及に取り組み。	障害福祉課
120	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【ヘルプマーク等の配布・普及啓発】 すべての人が地域社会の中で安全安心に暮らせるようヘルプマーク・介護マーク・マタニティマーク等の配布・普及啓発を行います。	68	・引き続き、母子手帳交付時に、マタニティマークの入ったキーホルダーを配布。妊産婦の安心安全を図るとともに、妊産婦に優しい環境づくりをすすめる。	・母子手帳交付時に、マタニティマークの入ったキーホルダーを配布した。身につけることで、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくなる。	3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	・マタニティマークの意味や思いやり、譲り合いの精神を広めていけるようさらに周知、普及啓発に努めていく。	保健福祉課
121	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【高齢者等への図書サービスの充実】 点字図書、大活字本の充実、録音図書・布の絵本の制作、盲人用郵便制度を活用した図書の貸し出し等を行い、視覚障がいのある人や障がいのある子ども、高齢者等への図書サービスの充実を図ります。	69	・高齢、視覚障がい、LD(学習障がい)など様々な理由により文字が読みづらい人に配慮した本を備え、より多くの方が本に親しむことができるよう取り組み。また、各種障がいについて書かれた本、パンフレット等の資料を備えることにより、市民、利用者が障がいについての理解を深められるよう図る。	・デジター図書(録音図書)、大活字本、LLブック(本の内容を理解することが苦手な人、日本語を母語としない人でもやさしく読みやすい本)を購入し、蔵書数を増やした。視覚障がい者へのデジター図書貸出については電話で貸出の申込を受け付け、盲人用郵便制度を活用し、郵送するなどの図書サービスを行った。	2. 計画通りの取組ができた	・高齢、視覚障がい、LD(学習障がい)など様々な理由により文字が読みづらい人に配慮した本を備え、より多くの方が本に親しむことができるよう取り組み。また、各種障がいについて書かれた本、パンフレット等の資料を備えることにより、市民、利用者が障がいについての理解を深められるよう図る。	社会教育文化財課
122	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【心のバリアフリー化】 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、相互理解を深め、お互いを尊重し合える意識づくり、社会づくりのため、相互機関と連携し、すべての人にやさしい地域づくりに向けた心のバリアフリー化の取り組みを推進します。	69	・策定計画等に基づき、目標実現に向け計画に盛り込んでいる具体的な取組や事業を実施するとともに随時、実績の確認や検証を行う。	・人権施策に関する総合的な計画である「栄栗市人権施策推進計画」の第2次改訂(R5年3月) ・差別のない明るく住みよい栄栗市の実現のため、人権が尊重される社会づくりに向け、人権啓発冊子「そよ風」の発行、「人権文化をすすめる学習会」や「若者フォーラム」、「S1グランプリ」等を開催。(人権推進課) ・福祉関係各推進計画に基づき、事業を推進した。	2. 計画通りの取組ができた	・策定計画等に基づき、目標実現に向け計画している具体的な取組や事業を実施するとともに、随時実績の確認や検証を行う。	全庁
123	4. 安全で安心な地域づくり	(2) すべての人にやさしい地域づくり	●【児童・生徒の福祉の意識づくり】 学校内での福祉学習・人権学習や、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、「トライやるアクション」等での福祉体験等を推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進めます。	69	・「出会いふれ合い子ども教室」事業は継続実施。 ・手話体験教室、キャップハンディ体験教室などは学校現場の状況に応じて実施予定。 ・トライやる・ウィーク事業において、本年度は新型コロナウイルス感染症対策のため福祉施設の見学ができなかった学校も、再度取組を進める。	・幼児と中学校3年生がふれあう「出会い ふれ合い こども教室」を全7中学校で実施した。 ・小中学生が総合的な学習の時間等で、手話体験教室、キャップハンディ体験教室などの福祉学習に取り組んだ。 ・トライやる・ウィーク事業において、ひまわりの家や老人ホームしそらの社、社会福祉協議会等で福祉体験活動及びボランティア活動に取り組んだ。また、「トライやる」アクションで、老人会との交流や校区内でのボランティア活動などに取り組んだ。	2. 計画通りの取組ができた	・各校での福祉学習や人権学習、中学校での地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」や「トライやるアクション」等で、福祉体験やボランティア体験等を推進し、児童・生徒の福祉の意識づくりを進める。	学校教育課

評価結果(まとめ)

	該当件数
1. 計画を上回る取組ができた	1
2. 計画通りの取組ができた	82
3. 計画に取り組んだが目標に少し届かなかった	28
4. 計画に取り組んだが目標に全然届かなかった	5
5. 取組ができなかった	7
合計	123